

風評被害の現状とその払拭に向けた取組

（風評関連資料集 詳細版）

復興庁では、復興の現状に関する国内外への正確な情報発信に取り組んでいます。平成28年4月以降に順次開催された伊勢志摩サミット関連会合や、6月の「東北復興月間」においても、風評払しょくに向けた情報発信を行いました。

こうした情報発信の際に活用できるよう、風評被害のもととなる様々な事象について、正確な現状や我が国の取組を、国内外の皆様に分かりやすくご理解いただくための資料集（現時点版）を作成いたしました。

1. 廃炉・汚染水対策に関する状況
2. 空間線量の推移と環境の改善
3. 食品の安全・安心の確保に向けた取組
4. 観光復興に関する取組
5. 輸入規制の撤廃等に向けた取組

1. 廃炉・汚染水対策に関する状況

・汚染水対策の進捗と今後の見通し	4
・廃炉対策の進捗と今後の見通し	5
・福島第一原発の敷地境界及び周辺海域の改善状況	6
・福島第一原発エリア内の環境の改善	7

2. 空間線量の推移と環境の改善

・空間線量率の推移	9
・12市町村全体の物理減衰のみによる空間線量見通し	10
・福島県内の空間線量率の現状①	11
・福島県内の空間線量率の現状②	12
・〈参考1〉放射線の健康への影響	13
・〈参考2〉身の回りの放射線	14
・福島の復興・再生 避難指示区域の状況①	15
・福島の復興・再生 避難指示区域の状況②	16
・避難指示区域における交通インフラの改善と交通状況	17

3. 食品の安全・安心の確保に向けた取組

・科学的根拠により設定された世界で最も厳しいレベルの基準値の採用	19
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組①	20
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組②	21
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組③	22
・〈参考〉福島県における海産物の調査結果	23
・〈参考〉福島県における水産物の調査結果	24
・福島県の海産物に関する自主検査	25

・出荷制限解除までの流れ	26
・食品についての風評被害の現状	27
・福島産の農林水産業の状況	28
・被災地産品の販路拡大等	29

4. 観光復興に関する取組

・観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数	31
・海外からの観光客	32
・福島県教育旅行入込数推移	33
・被災地の観光復興の取組の現状	34
・東北の観光復興に関する取組の強化	35
・福島県における観光関連復興支援事業	36
・東北へのインバウンド推進による観光復興事業	37

5. 輸入規制の撤廃等に向けた取組

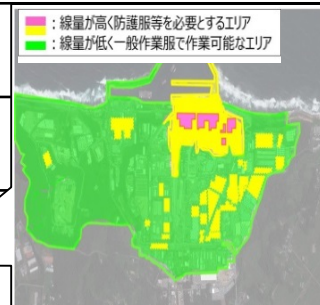
・諸外国・地域の輸入規制状況	39
・福島第一原発事故後の輸入規制に係る各国政府への働きかけ	40

1. 廃炉・汚染水対策に関する状況

汚染水対策の進捗と今後の見通し

- ①汚染源に水を「近づけない」、②汚染水を「漏らさない」、③汚染源を「取り除く」という方針の下、予防的かつ重層的な対策を実施。
- 2015年10月に、海側遮水壁の完成により港湾内への汚染水の流出が減少するなど、対策は着実に進展。こうした取組により、建屋への地下水流入量は約半減、周辺海域の放射性物質濃度は1万分の1以下、敷地境界の追加的実効線量は10分の1以下に改善。
- 汚染水発生量の更なる減少に向け、3月末より凍土壁の凍結を開始。現在までに海側約99%、山側約91%が0℃以下になり、壁の内外の水位差が拡大する等、遮水効果が現れ始めている。

これまでの取組と成果 (～2016年3月)			今後の見通し	
近づけない	建屋への地下水流入量 約400m ³ /日 (2011.6～2014.5)	地下水バイパス稼働【2014.5～】 サブドレン稼働【2015.9～】 敷地舗装90%完了【2016.3時点】 約300m ³ /日 (2014.5～2015.9) 約200m ³ /日 (2015.9～2016.2)	凍土壁（陸側遮水壁）閉合 【2016.3凍結開始】	建屋への地下水流入量を100m ³ /日未満に抑制【2016年度内】
	※汚染水発生量については、建屋への地下水流入量に加え、地下水ドレンなどの建屋海側の井戸から建屋への移送量も影響（約300m ³ /日）。ただし、これらも凍土壁（陸側遮水壁）の閉合等に伴い、減少する見込み。			
漏らさない	周辺海域の放射性物質濃度 約1万Bq/L (2011.3)	水ガラスによる地盤改良【2014.3】 ※これに伴いウェルポイントからの汲み上げを開始【2013.8】 海側遮水壁閉合【2015.10】 ※これに伴い地下水ドレンからのくみ上げを開始【2015.11】 溶接型タンクの増設 ※処理水用タンクの総容量約83万トンのうち約73万トン（約9割）【2016.2時点】 検出限界値 (0.7Bq/L)未満 (2016.3)		
取り除く	敷地境界の追加的実効線量 約11mSv/年 (2012.3)	タンク内汚染水の処理が概ね完了【2015.5】 →累計約76万 m ³ ※更なるリスク低減の観点から、ALPS処理を継続。 トレンチ内汚染水の処理が全て完了【2015.12】 →累計約1万m ³ 1mSv/年未満 (2016.3)		
建屋内滞留水処理		1号機タービン建屋を循環注水ラインから切り離し【2016.3】	ALPS処理水の長期的取扱いの検討【2016年度上半期～】	
その他		一般作業服着用可能エリアの拡大【2016.3】	建屋内滞留水の処理完了【2020年内】	



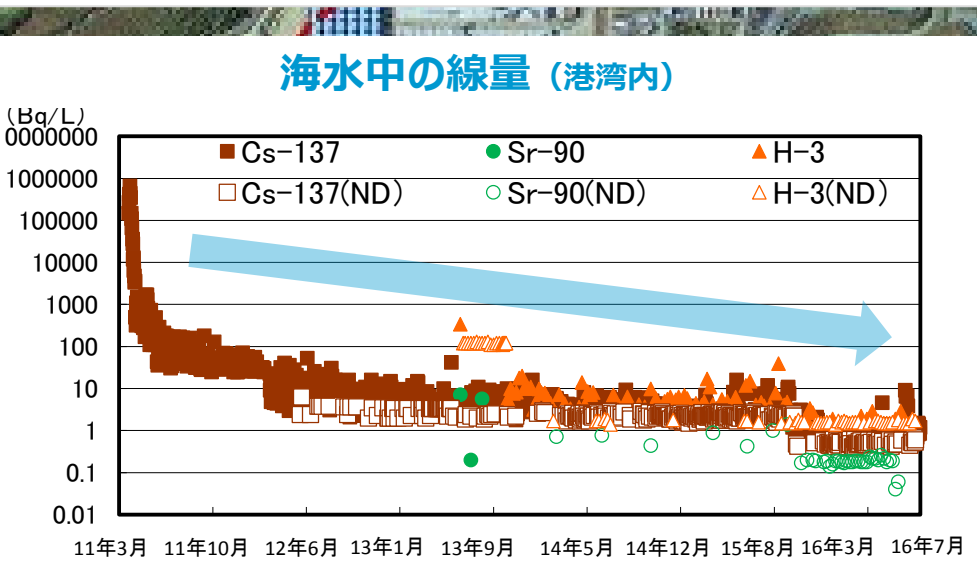
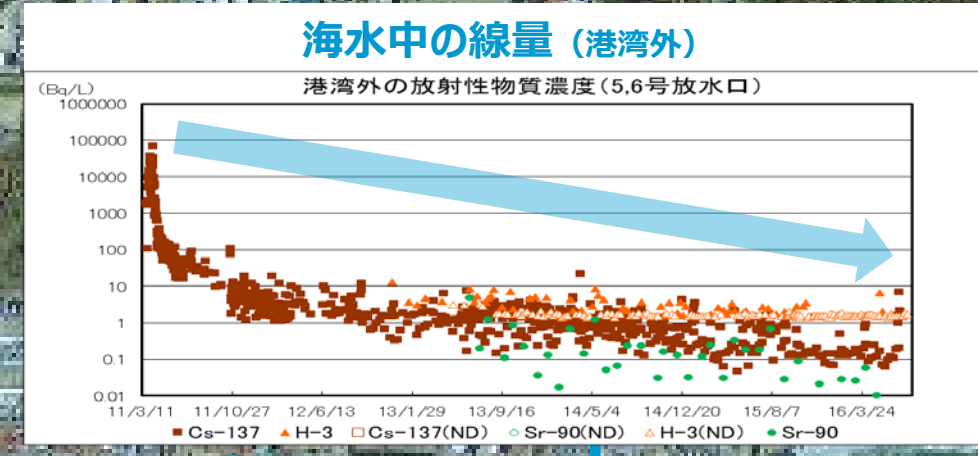
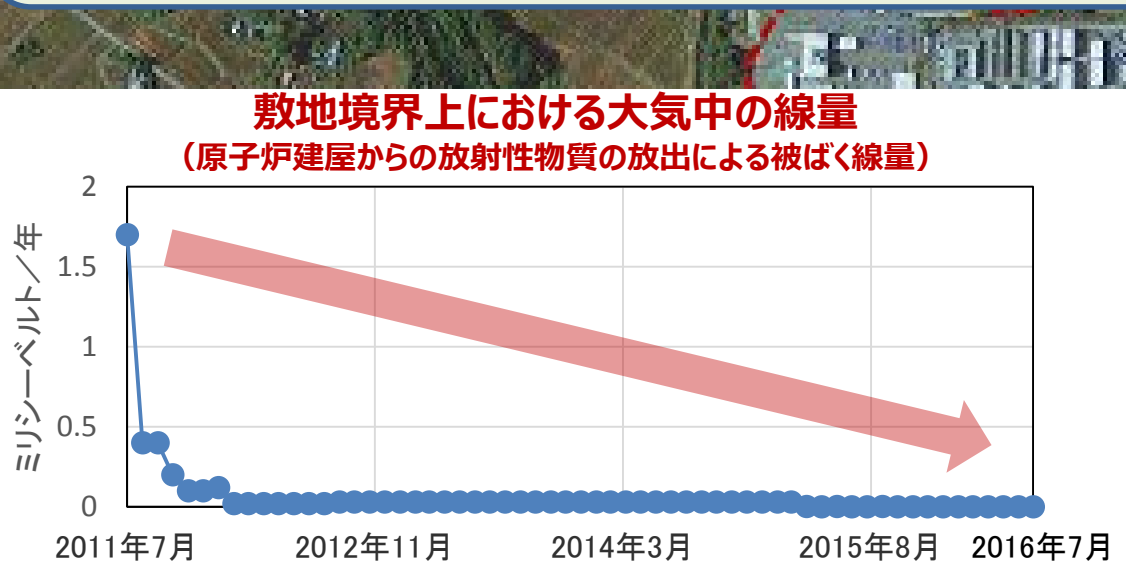
廃炉対策の進捗と今後の見通し

- 各号機の原子炉は安定状態を維持。廃炉に向けて、まずは使用済み燃料を取り出し、その後、燃料デブリの取り出しを行う予定。
- 燃料の取り出しに向けた「がれき」の撤去や除染作業、ロボットや透視技術等による原子炉格納容器内部の調査などが進展中。

対策	2015年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
燃料取り出し	<p>1号機</p>  <p>ダストの飛散防止対策を実施後、建屋カバー撤去開始【2015.10.5時点で屋根パネルは全て撤去】</p>  <p>建屋カバー解体→がれき撤去・除染等→燃料取り出しカバー設置等</p>	<p>2016</p> <p>建屋カバー撤去完了</p> 	<p>2017</p> <p><取り出し開始時（2020年度）のイメージ></p> 	<p>2018</p>	<p>2019</p>	<p>2020</p> <p>燃料取り出し（2020年度）</p>	<p>2021</p>	<p>2022</p>	
	<p>2号機</p>  <p>取り出しプラン選定に先立ち、2号機建屋上部の解体箇所の決定【2015.11.26】</p>  <p>準備工事</p>	<p>2016</p> <p>オペレーティングフロアへアクセスするための構台の設置開始【2016年度】</p> 	<p>2017</p> <p><取り出しプラン（2017年度決定）のイメージ></p> 	<p>2018</p> <p>建屋上部解体等</p>	<p>2019</p>	<p>2020</p> <p>燃料取り出し（2020年度）</p>	<p>2021</p>	<p>2022</p>	
	<p>3号機</p>  <p>(参考) 事故当初のオペレーティングフロア</p>  <p>使用済み燃料プール内の最大のがれき（約25t）を撤去完了【2015.8】</p>  <p>ガレキ撤去・除染等→燃料取り出しカバー設置等</p>	<p>2016</p> <p>取出装置の設置開始【2016年度】</p> <p>オペレーティングフロアの除染完了【2016.6】</p> 	<p>2017</p> <p><取り出し開始時（2017年度）のイメージ></p>  <p>燃料取り出し（2017年度）</p>	<p>2018</p>	<p>2019</p>	<p>2020</p>	<p>2021</p>	<p>2022</p>	
デブリ取り出し	<p>1号機</p> <p>宇宙線ミュオン内部調査【2015.5】</p> <p>「ヘビ型」ロボット内部調査【2015.4】</p> 	<p>2号機</p> <p>「サソリ型」ロボット内部調査（周辺の除染作業等完了後、早期に実施予定）</p> <p>宇宙線ミュオン内部調査【2016.7】</p> 	<p>3号機</p> <p>ロボット内部調査に向けた事前調査を実施【2015.10】</p>	<p>格納容器内部調査</p> <p>格納容器内部調査</p> <p>水中ロボットを開発し、内部調査を実施予定</p>	<p>引き続き、国内外の叢智を結集し、研究開発を実施。</p>	<p>原子炉格納容器内の状況把握／燃料デブリ取り出し工法の検討（研究開発）</p>	<p>号機毎の取り出し方針決定（2017年夏頃）</p>	<p>初号機の取り出し方法確定（2018年度上半期）</p>	<p>初号機の取り出し開始</p>

福島第一原発の敷地境界及び周辺海域の改善状況

- 敷地境界における原子炉建屋からの放射性物質の放出による被ばく線量及び周辺海域における放射性物質濃度は、事故直後から数ヶ月で劇的に低下。
- 現在では、敷地境界の追加的な実効線量は1mSv/年未満となり、周辺海域の放射性物質濃度は検出値未満となっている。



《参考》法令基準値

- ・セシウム134 (Cs-134) : 60Bq/L
- ・セシウム137 (Cs-137) : 90Bq/L
- ・ストロンチウム (Sr-90) : 30Bq/L
- ・トリチウム (H-3) : 60,000Bq/L

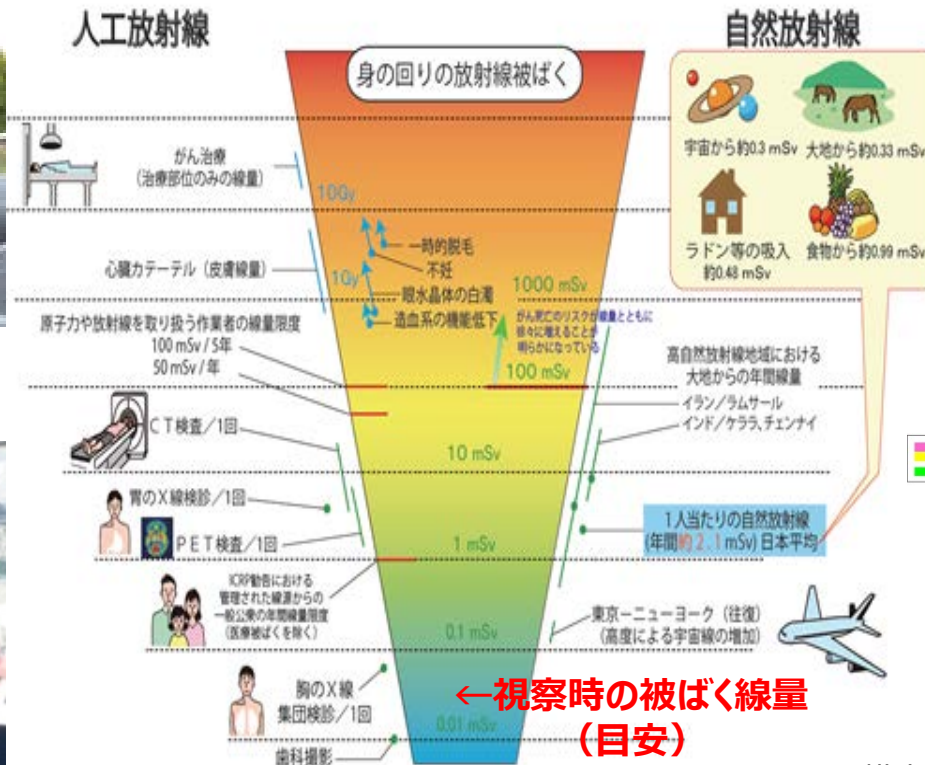
福島第一原発エリア内の環境の改善

- バスによる視察（降車なし）であれば、平服で可能。一般的なコースであれば、視察時の被ばく線量は0.03～0.04mSv程度であり、歯科のX線検査数回に相当。
- また、構内は除染や敷地舗装などにより、放射線量が低減。平成27年5月に、全面マスク着用不要エリアが構内の約9割に拡大し、平成28年3月に一般作業服着用エリアが構内の約9割に拡大するなど、作業環境も大幅に改善。

＜Jヴィレッジ（防護服→平服）＞



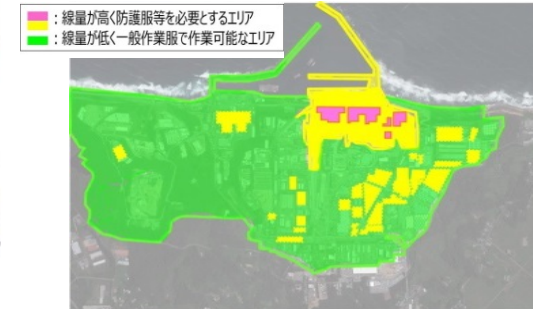
＜被ばく線量の比較＞



＜マスク別の着用エリア＞



＜一般作業服着用可能エリア＞



＜バスによる視察の様子＞



＜構内休憩スペースの変遷＞



出典：量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所

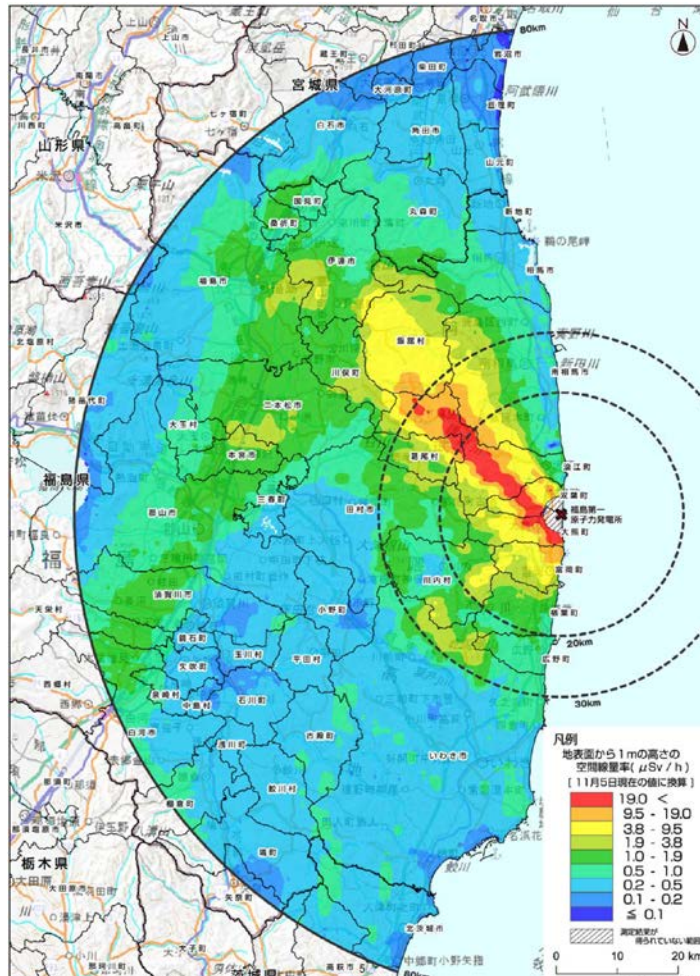
仮設休憩所

大型休憩所 (2015.5～)

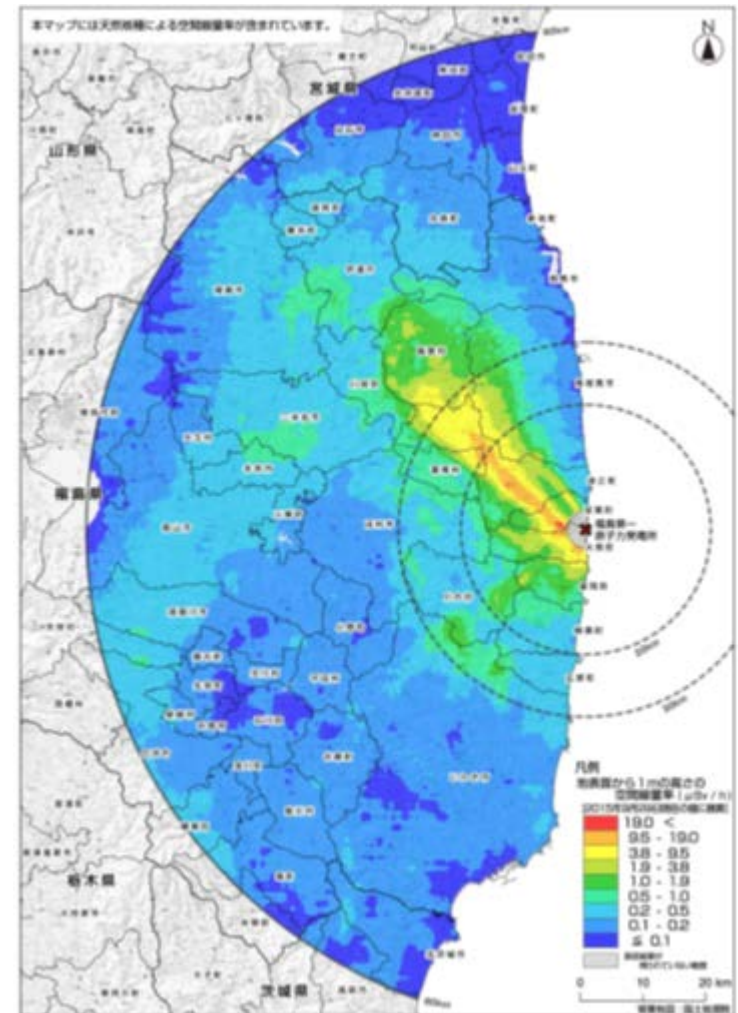
2. 空間線量の推移と環境の改善

空間線量率の推移

- 福島第一原発から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、平成23年11月比で約65%減少。



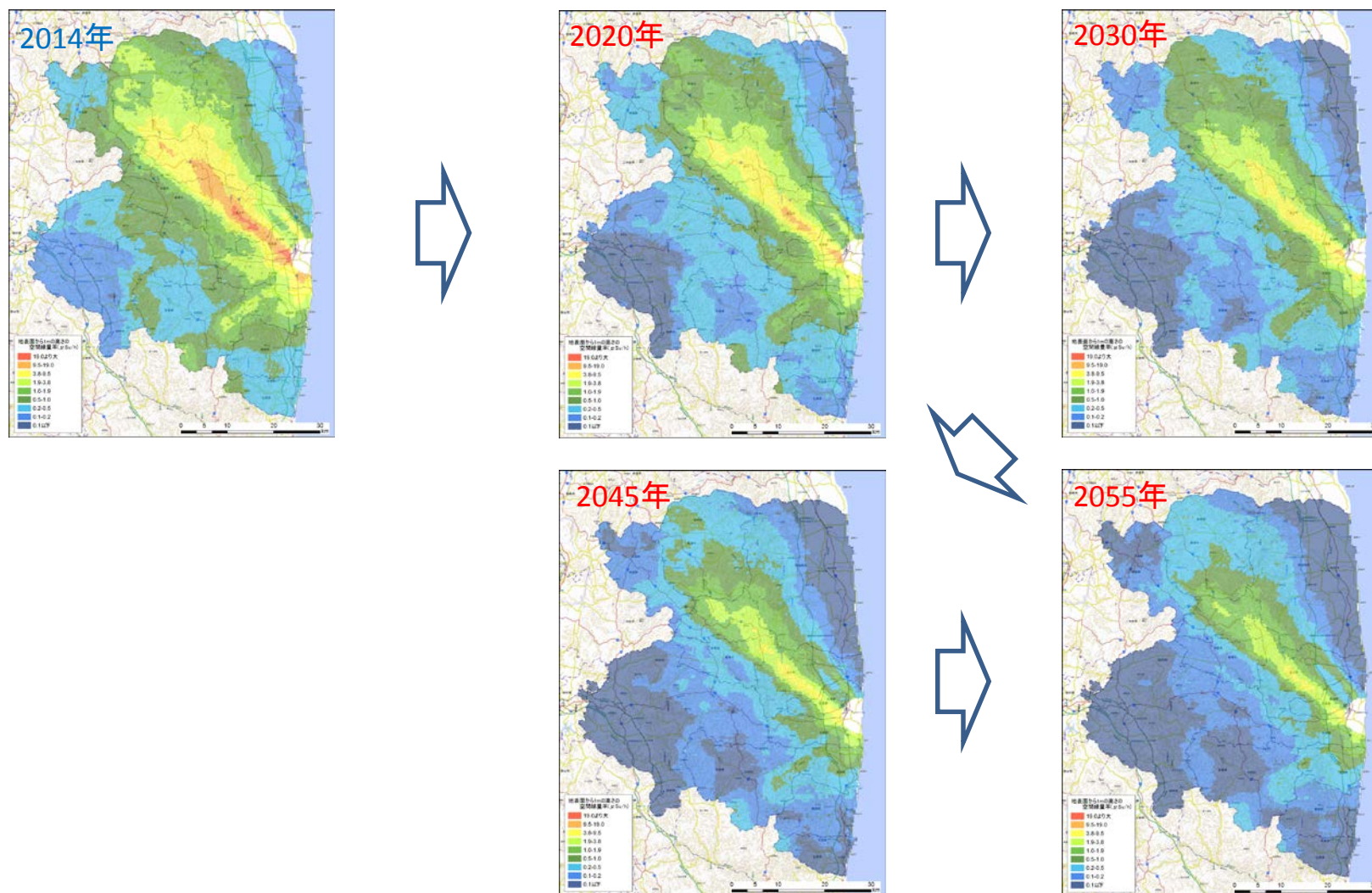
平成23年11月時点



平成27年9月時点

12市町村全体の物理減衰のみによる空間線量見通し（参考試算）

- 12市町村全体（＝約2,000km²）では、3.8 μ Sv/h（※年間被ばく線量に換算すると20mSv）超の地域の面積は、平成26年の12%程度から、今後の物理減衰だけでも、30～40年後には約1%以下に縮小する見通し。



※本見通しは、様々な仮定を置いた上での推計であるため誤差の発生が避けられない等の要因から、将来を正確に見通すことは困難であるが、1つの参考試算として示すもの。

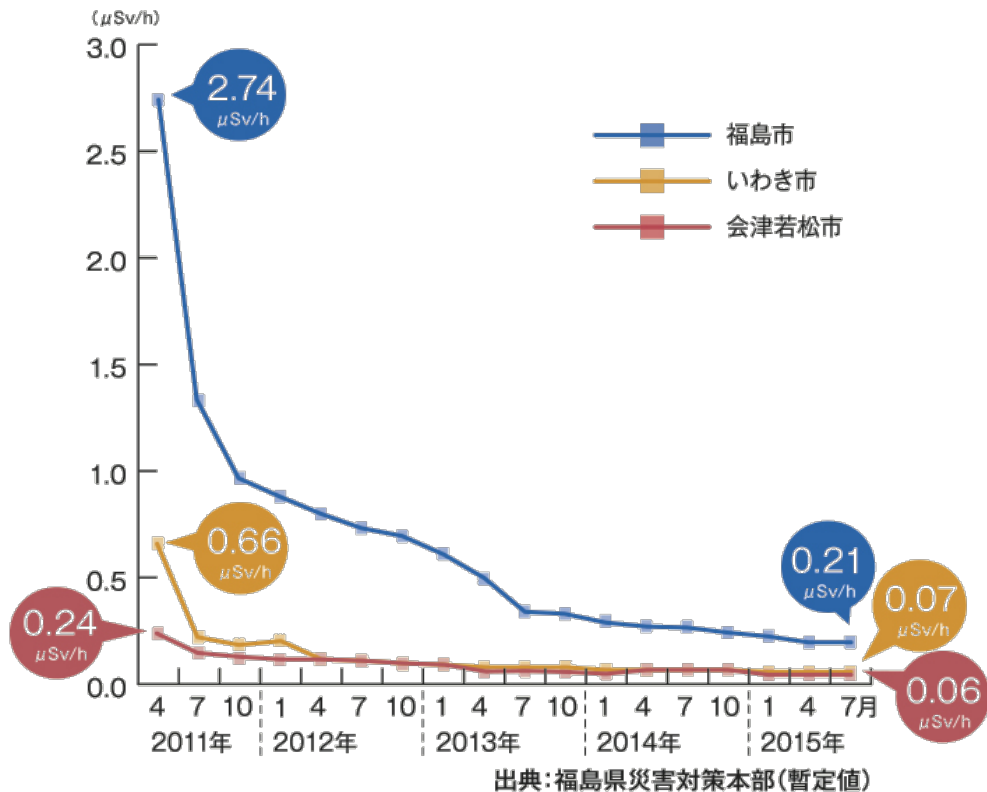
出典：復興庁 福島12市町村の将来像に関する
有識者検討会提言参考資料より抜粋

福島県内の空間線量率の現状 ①空間線量率の推移と測定体制

○ 福島県内の空間線量率は、平成23年4月に比べ減少してきている。
また、リアルタイム・24時間体制での計測を実施している。

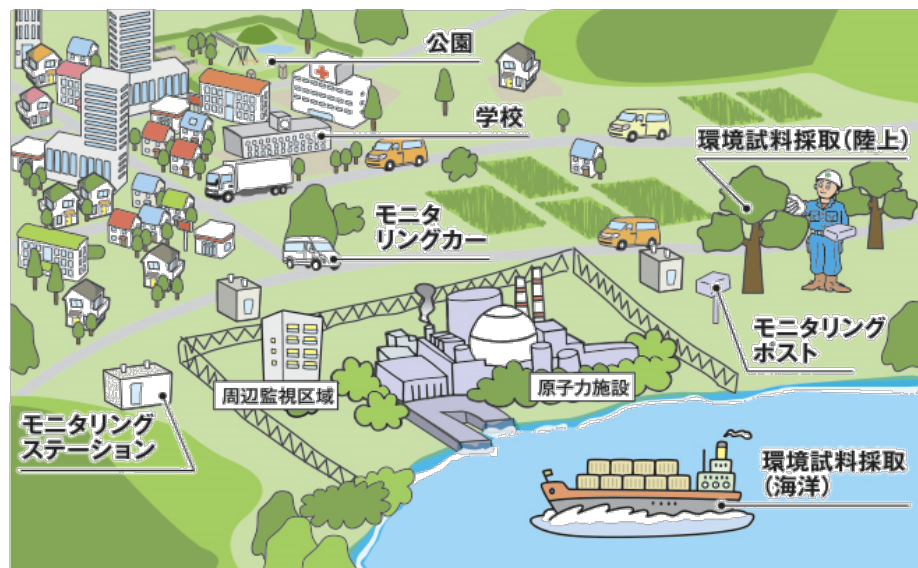
● 放射線量の推移

除染作業と時間の経過により、福島県内の放射線量は年々低下し、避難指示区域の除いては日常生活に全く問題のない数値になっています。



● 放射線測定体制

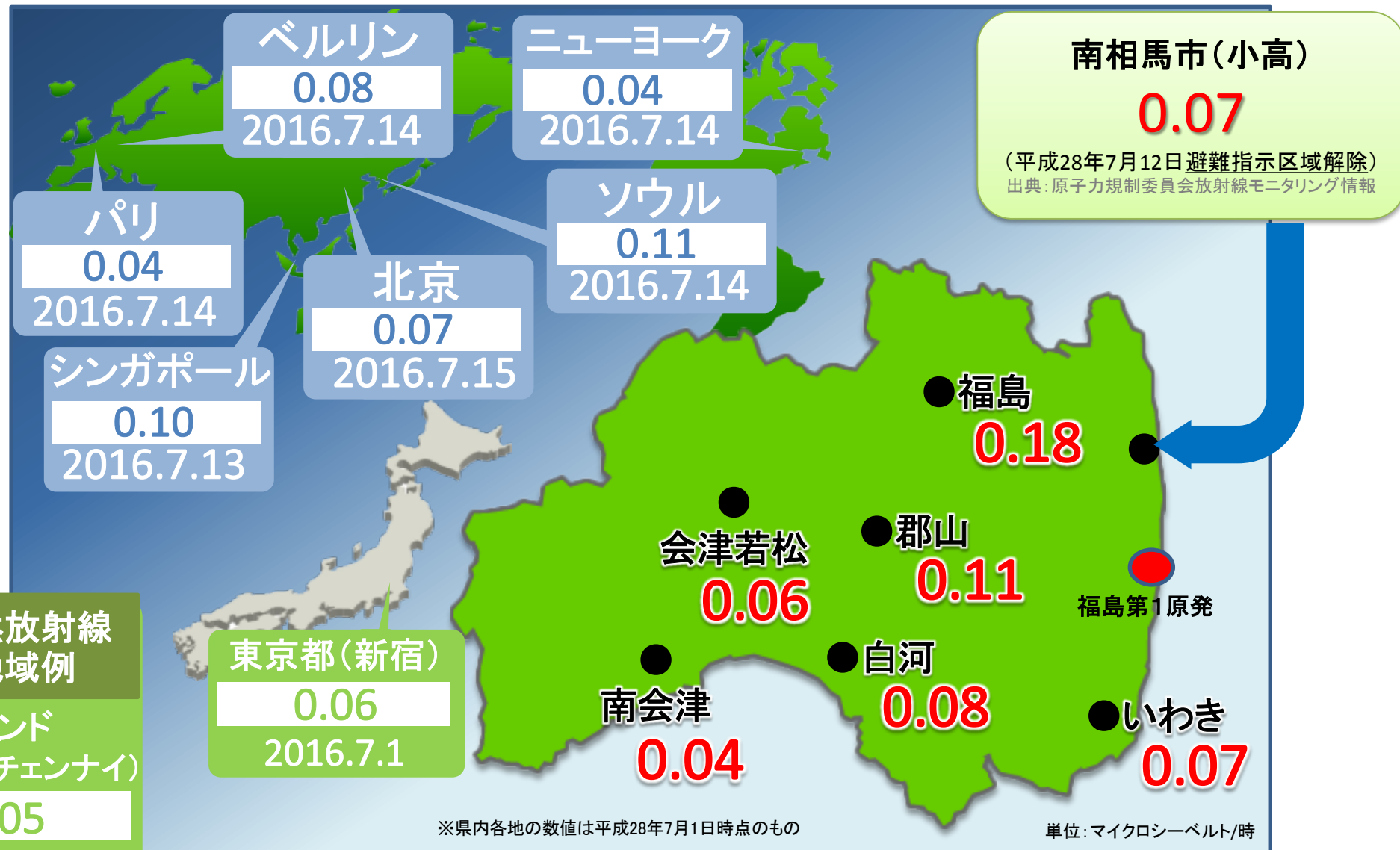
福島県内では、学校、公園などの公共施設3,036カ所にリアルタイム線量計を設置し、24時間連続の環境線量測定を実施しています。また、可搬型モニタリングポスト579台を福島県全域（発電所周辺も含む）5kmメッシュ毎に設置し、精密データの採取もしています。その他に水、食品等のモニタリングによるきめ細かな対応を行っています。



出典：福島県教育旅行パンフレットより復興庁作成

福島県内の空間線量率の現状 ②世界との比較

○ 福島県内の空間線量率は、海外主要都市とほぼ同水準。



高自然放射線の地域例
インド (ケララ・チェンナイ)
1.05
出典: UNSCEAR2008報告書

※県内各地の数値は平成28年7月1日時点のもの

単位: マイクロシーベルト/時

出典: 福島県「ふくしま復興のあゆみ(第17版)」、「放射線リスクに関する基礎的情報」並びに日本政府観光局、アメリカ合衆国環境保護庁及びフランス放射線防護原子力安全研究所を基に復興庁作成

放射線の健康への影響

<放射線と生活習慣によってがんになるリスク>

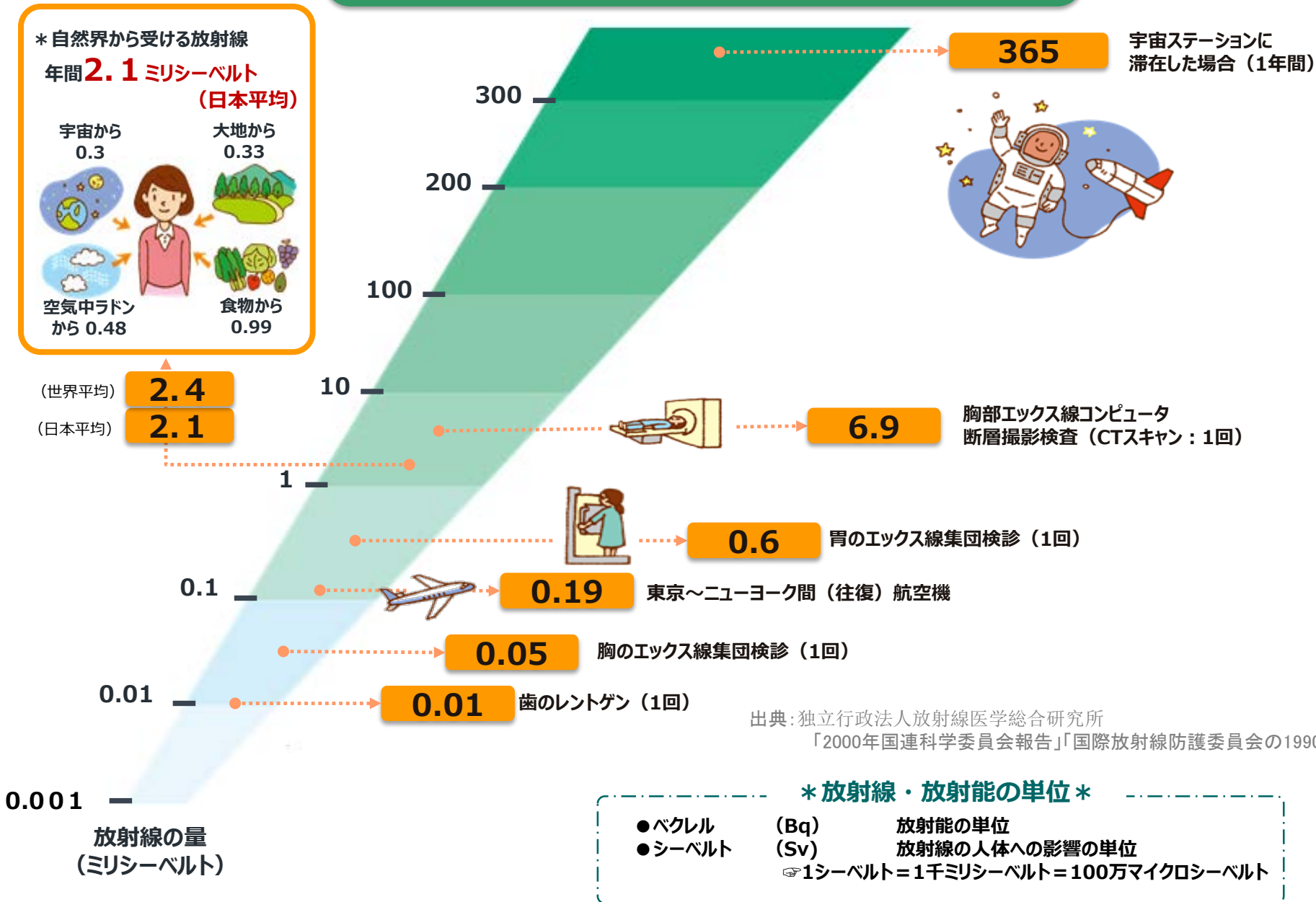
放射線の線量 [ミリシーベルト/短時間1回]	がんの相対リスク* [倍]	生活習慣因子
1000 - 2000	1.8 1.6 1.6	喫煙者 大量飲酒（毎日3合以上）
500 - 1000	1.4 1.4	大量飲酒（毎日2合以上）
200 - 500	1.19 1.22 1.29 1.15-1.19 1.11-1.15	肥満（BMI \geq 30） やせ（BMI<19） 運動不足 高塩分食品
100 - 200	1.08 1.06 1.02-1.03	野菜不足 受動喫煙（非喫煙女性）
100 以下	検出不可能	

*相対リスクとは、図にある生活習慣因子を持たない集団のがん発生率で因子を持つ集団の発生率を割ったものであり、因子を持たない人に比べて持っている人ががんになる割合が何倍高いかという数値。

身の回りの放射線

出典：廃炉・汚染水対策福島評議会事務局（平成27年3月）

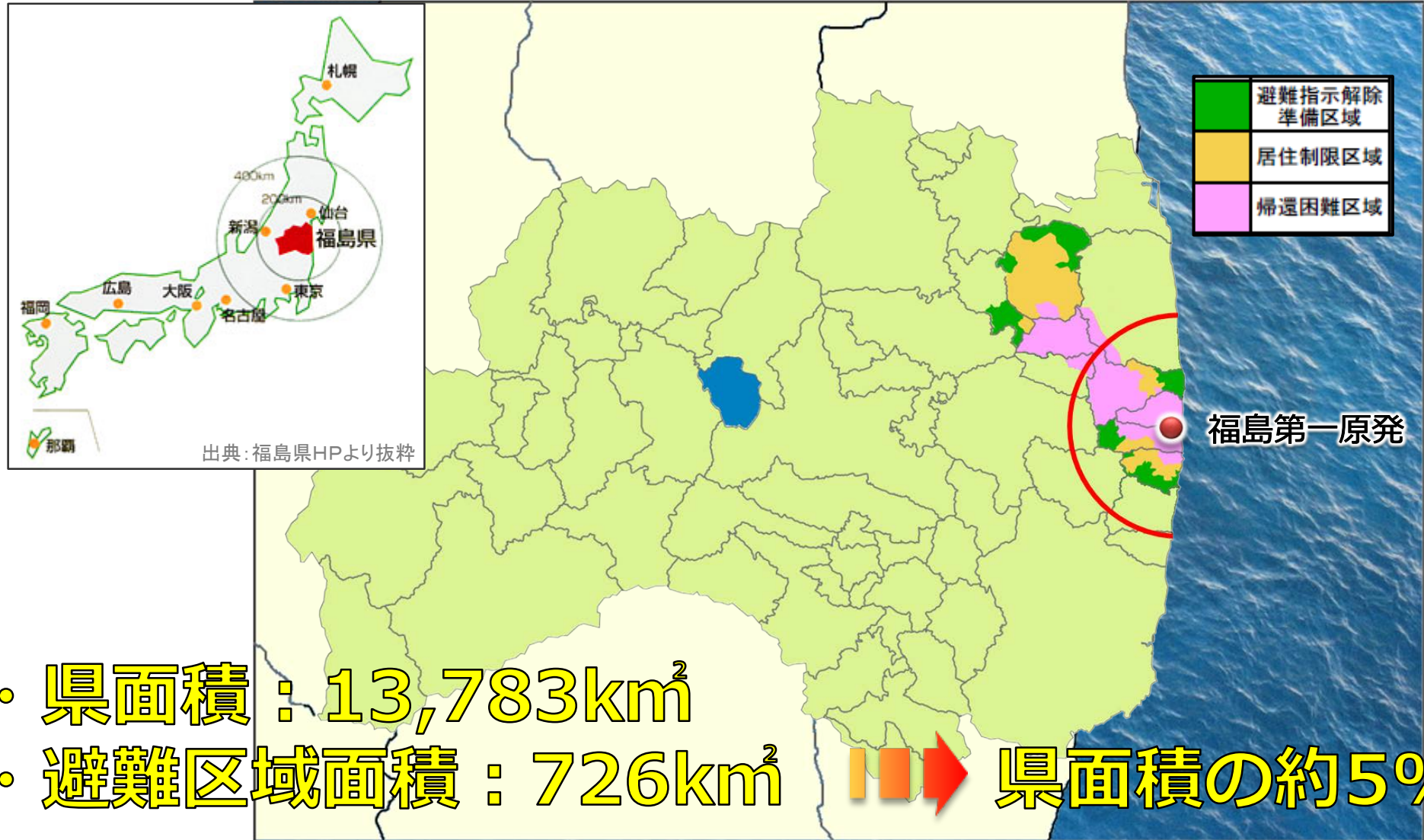
放射線を受ける量の比較



出典：独立行政法人放射線医学総合研究所
 「2000年国連科学委員会報告」「国際放射線防護委員会の1990年勧告」等

福島の復興・再生 避難指示区域の状況①

○ 福島県の避難区域は県全体面積の約5%。95%のエリアは通常的生活が可能。



出典：福島県、原子力被災者生活支援チーム資料を基に復興庁作成

福島復興・再生 避難指示区域の状況②

- 平成26年に田村市、川内村の一部を、平成27年に檜葉町、平成28年6月に葛尾村の一部、川内村、7月に南相馬市の一部の避難指示を解除。平成29年3月末に飯館村の一部の解除を決定。
- 平成28年8月現在、川俣町(山木屋地区)、富岡町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、準備宿泊*を実施中。飯館村において、帰村の準備のための長期宿泊を実施中。
- 避難指示解除準備区域及び居住制限区域においては、各市町村の復興計画等も踏まえ遅くとも事故から6年後(平成29年3月)までに避難指示を解除し、住民の方々の帰還を可能にしていけるよう、環境整備を加速。(平成27年6月12日閣議決定)

*「準備宿泊」とは、避難指示の解除後、ふるさとでの生活を円滑に再開するための準備作業を進めやすくするため、本来、避難指示区域内で禁止されている自宅等での宿泊を特例的に可能にするもの。

避難指示区域の解除

- 田村市(都路地区): 避難指示の解除 (平成26年4月1日)
- 檜葉町: 全町避難した町として初めて避難指示を解除 (平成27年9月5日)
- 葛尾村: 避難指示の一部解除 (平成28年6月12日)
- 川内村(東部): 避難指示の解除 (平成26年10月1日、平成28年6月14日)
- 南相馬市: 避難指示の一部解除 (平成28年7月12日)
- 飯館村: 避難指示の一部解除を決定 (平成29年3月31日)

参考

避難指示解除準備区域:

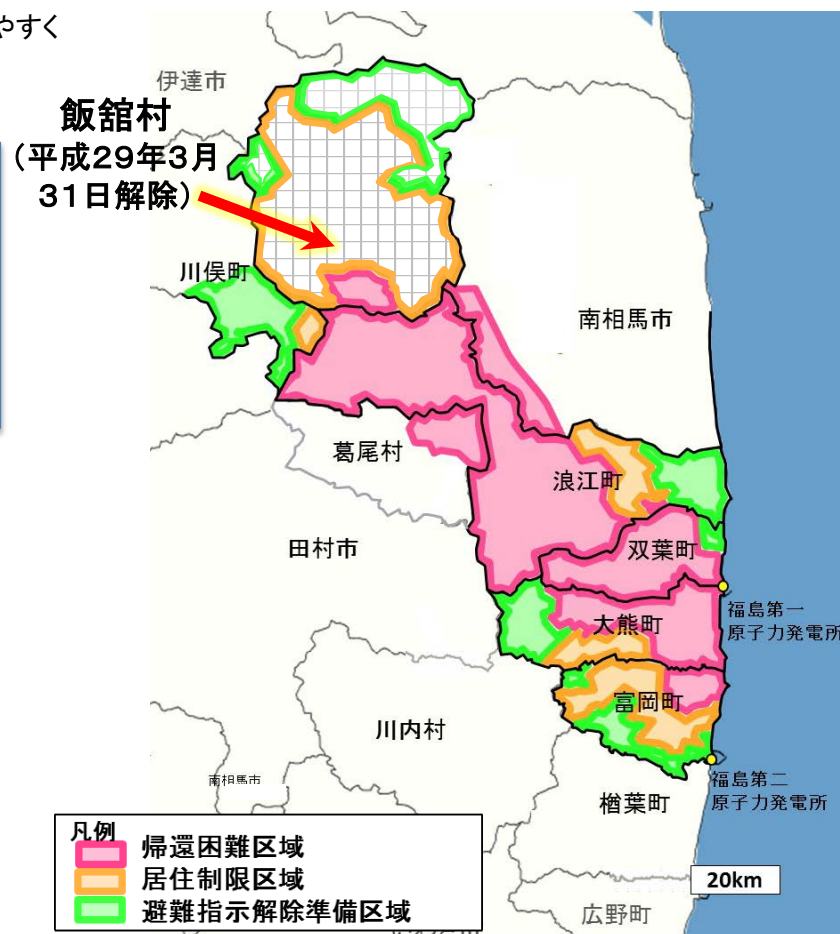
避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認(平成24年3月当時の当該線量を基に確認)された地域。

居住制限区域:

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認(平成24年3月時点の当該線量を基に確認)され、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き非難の継続を求める地域。

帰還困難区域:

事故後6年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域。平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域。



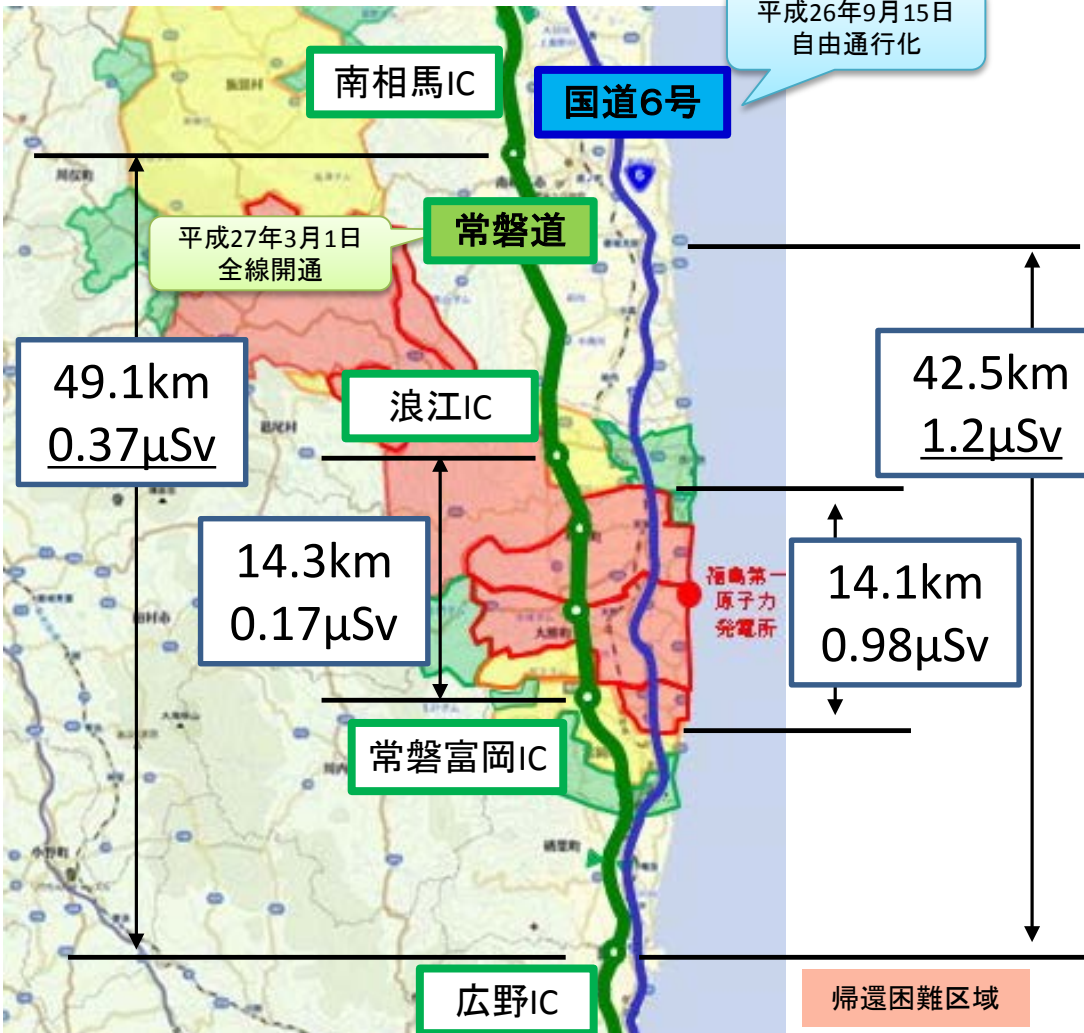
凡例	
	帰還困難区域
	居住制限区域
	避難指示解除準備区域

出典:復興の現状と最近の取組を基に復興庁作成

避難指示区域における交通インフラの改善と交通状況

- 国道6号は平成26年9月15日に自由通行化し、常磐自動車道は平成27年3月1日に全線開通。
- 1日あたりの平均交通量は、国道6号で約1万6千台、常磐自動車道で約1万台。
- 国道6号の避難指示区域を通過した際の被ばく線量は、胸部X線集団検診の被ばく線量の約50分の1。

避難指示区域図及び被ばく線量等



● 国道6号の避難指示区域を時速40kmで通過する自動車の運転手等の被ばく線量は、1回あたり1.2マイクロシーベルト (μSv)。

胸部X線集団検診の被ばく線量(1回あたり60μSv)の約50分の1

● 常磐道の広野ICから南相馬ICを時速70kmで通過する自動車の運転手等の被ばく線量は、1回あたり0.37μSv。

● 国道6号及び常磐自動車道の帰還困難区域等において、トラック及び積荷を用いて、放射性物質の付着を実測したところ、1回通行時のトラック本体や積荷の表面などの汚染度合は、いずれも検出限界値を下回った。

国道6号及び常磐自動車道の交通状況 (期間中の日平均)

国道6号	H27.3/2～9/1	常磐自動車道	H27.3/2～9/1
	16,000台/日	南相馬－浪江(H26.12開通)	8,300台/日
		浪江－常磐富岡(H27.3開通)	8,700台/日
		常磐富岡－広野	9,500台/日

-四角内の数値-

上段: 区間距離

下段: 運転手等の被ばく線量

(国道6号は40km/h、常磐道は70km/hで走行した場合)

3. 食品の安全・安心の確保に向けた取組

科学的根拠により設定された世界で最も厳しいレベルの基準値の採用

- 科学的根拠により設定された世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底による食品安全の確保。

(単位: Bq/kg)

日本 食品衛生法の 基準値		EU Council Regulation (Euratom) 2016/52		アメリカ CPG Sec. 560.750 Radionuclides in Imported Foods – Levels of Concern		コーデックス CODEX STAN 193– 1995	
飲料水	10	飲料水	1,000	食品	1,200	乳児用食品	1,000
牛乳	50	乳製品	1,000			一般食品	1,000
乳児用食品	50	乳児用食品	400				
一般食品	100	一般食品	1,250				

※上記における基準値は、受ける線量を一定レベル以下にするためのものであり、必ずしも安全と危険の境目となるものではない。

※CODEX: 国際連合食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)が設立した、食品の国際基準を作る政府間組織
(加盟国: 187か国とEU(2016年3月現在))

福島県の食品の安全・安心に向けた取組①

- 科学的根拠により設定された世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底による食品安全の確保。
- 農地の反転耕等による除染やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。

福島県における食品検査体制（平成26年2月28日現在）

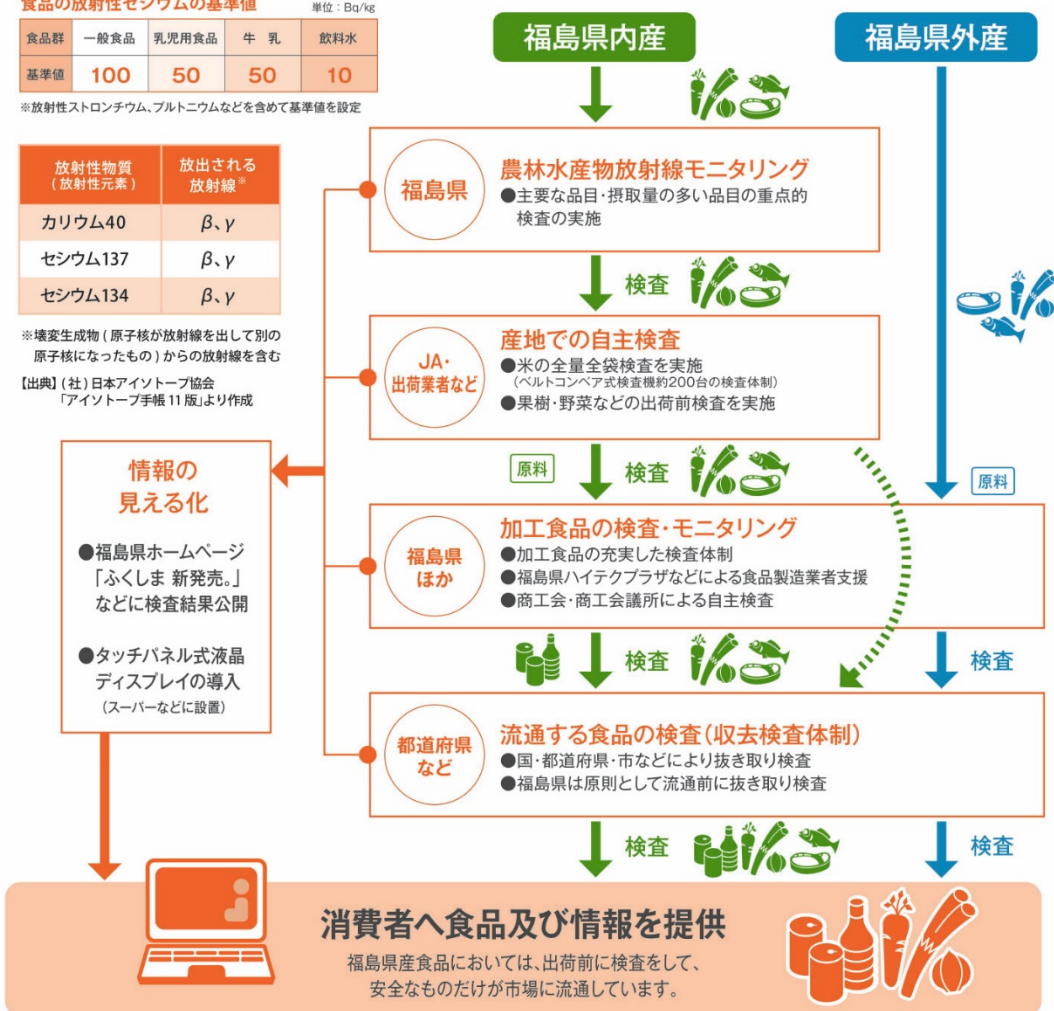
食品の放射性セシウムの基準値 単位：Bq/kg

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

放射性物質 (放射性元素)	放出される 放射線*
カリウム40	β、γ
セシウム137	β、γ
セシウム134	β、γ

※壊変生成物（原子核が放射線を出して別の原子核になったもの）からの放射線を含む
【出典】(社)日本アイントープ協会「アイントープ手帳11版」より作成



カリ施肥による稲の吸収抑制対策



出典：農林水産省、風評TF資料







福島県では、食品中の放射性セシウムの基準値である「食品1kgあたり100Bq（一般食品）」に基づいて生産、製造・加工、流通・販売、消費の各段階において検査を行っています。

福島県の食品の安全・安心に向けた取組②

- 農林水産物は、出荷前に徹底したモニタリング検査等を行い、結果を公表。
- 震災直後に比べ、近年は基準値（100Bq/kg）を超えるものは大幅に減少。
- 基準値を超えたものは出荷を制限しており、市場に流通しているものは安全。
- 出荷制限の解除は、厳格な基準のもとに実施。

農林水産物のモニタリング検査等の状況

(平成28年4月1日～平成28年6月30日)
*「玄米」のみ、平成27年8月20日～平成28年3月31日

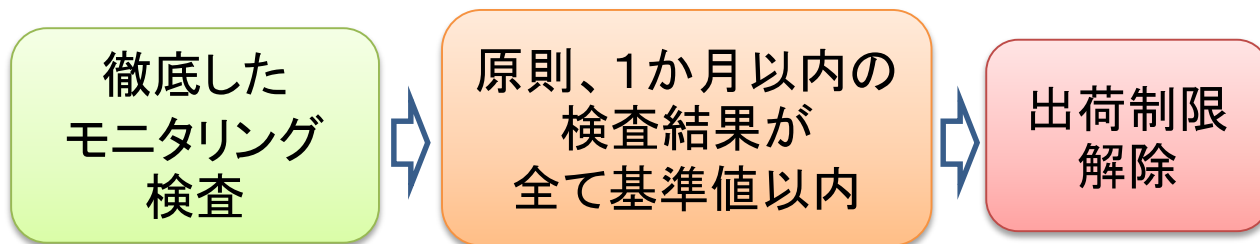
種別	検査数	基準値超過数	超過数割合
 玄米*(平成27年産)	約1,048万件	0件	0.00%
 野菜・果実	1,200件	0件	0.00%
 畜産物	1,060件	0件	0.00%
 栽培きのこ	111件	0件	0.00%
 海産物	2,316件	0件	0.00%
 山菜・野生きのこ	987件	2件	0.20%

基準値
超過なし

- ▶安全に出荷
- ▶引き続き解除に向け調査

基準値超過品目は、その産地ごとに出荷制限

出荷制限解除の流れ



最新のデータはこちら
(地域や作物などから最新の情報を検索可能)

<http://www.new-fukushima.jp/>

出典: ふくしま復興のあゆみ(第17版)、「ふくしま新発売。」HP、農林水産省資料を基に復興庁作成

福島県の食品の安全・安心に向けた取組③

- 特に米は、平成24年から世界初の取組として、全ての米袋について放射性物質検査を実施。
- 平成27年の実績は、基準値(100Bq/kg)を超過したものはゼロ。

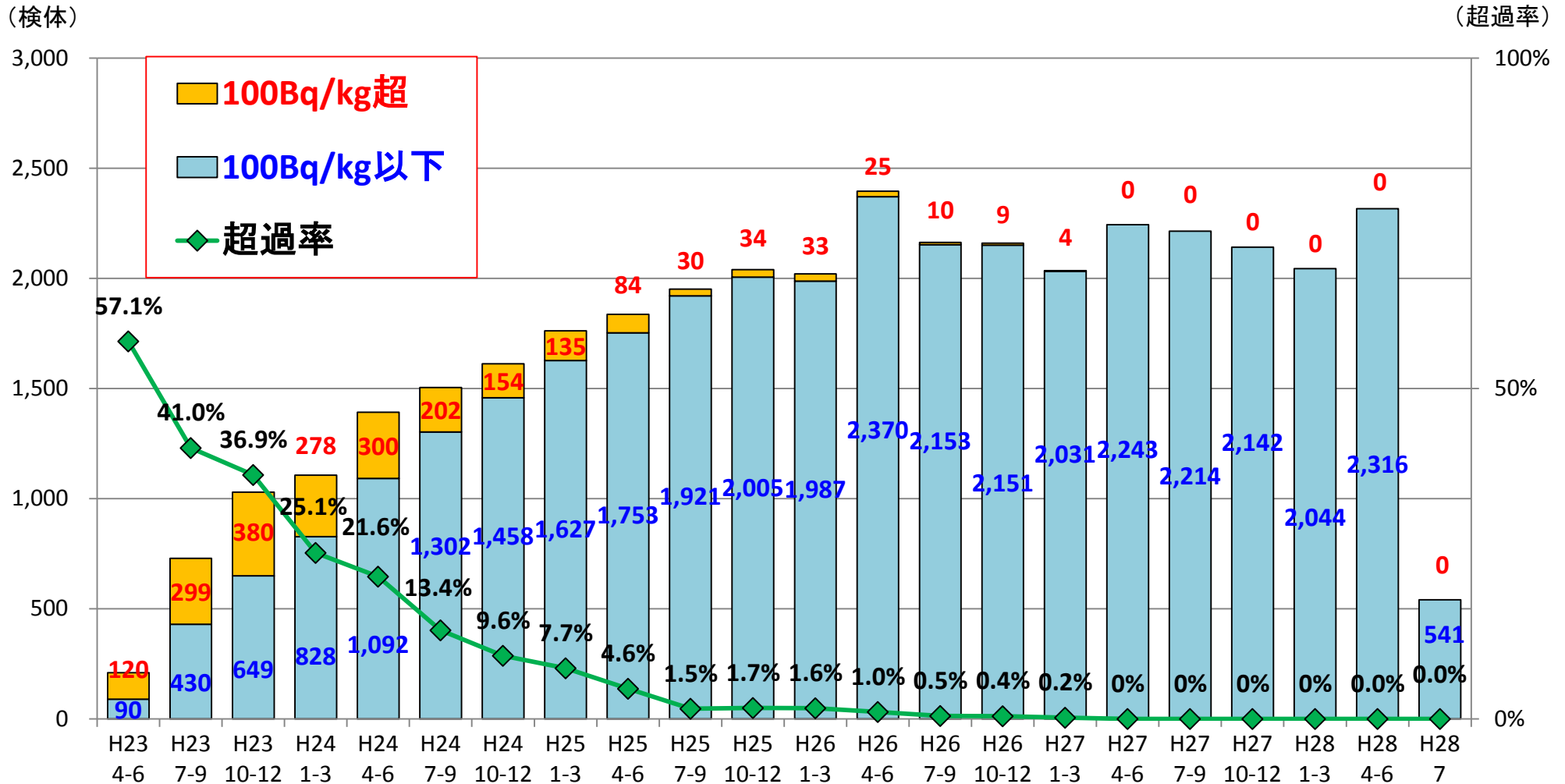


IAEAによるモニタリング等への評価 (IAEA報告書(平成27年11月)より抜粋)

- 提供された情報によれば、多くの食品の規制が継続しているが、食品の規制や新たな食品規制を講じる必要がなかったことは、多数の食品検査により基準値超過が出ていないことが証明している。
- IAEAは、セシウムの法定基準値を超えた農林水産物・食品が供給網に流入することを防除する仕組みが導入されていると認識している。
- FAO/IAEA合同部門は、食品のモニタリング及び食品の放射能汚染に関する事項への対応のために講じられた措置は適切であり、また、食品供給網はコントロールされていると理解している。

福島県における海産物の調査結果

○ 福島県の海産物について、震災直後の平成23年4～6月は、基準値(100Bq/kg)を超える割合が57.1%であったが、その後は低下を続け、平成27年4月以降は0%。

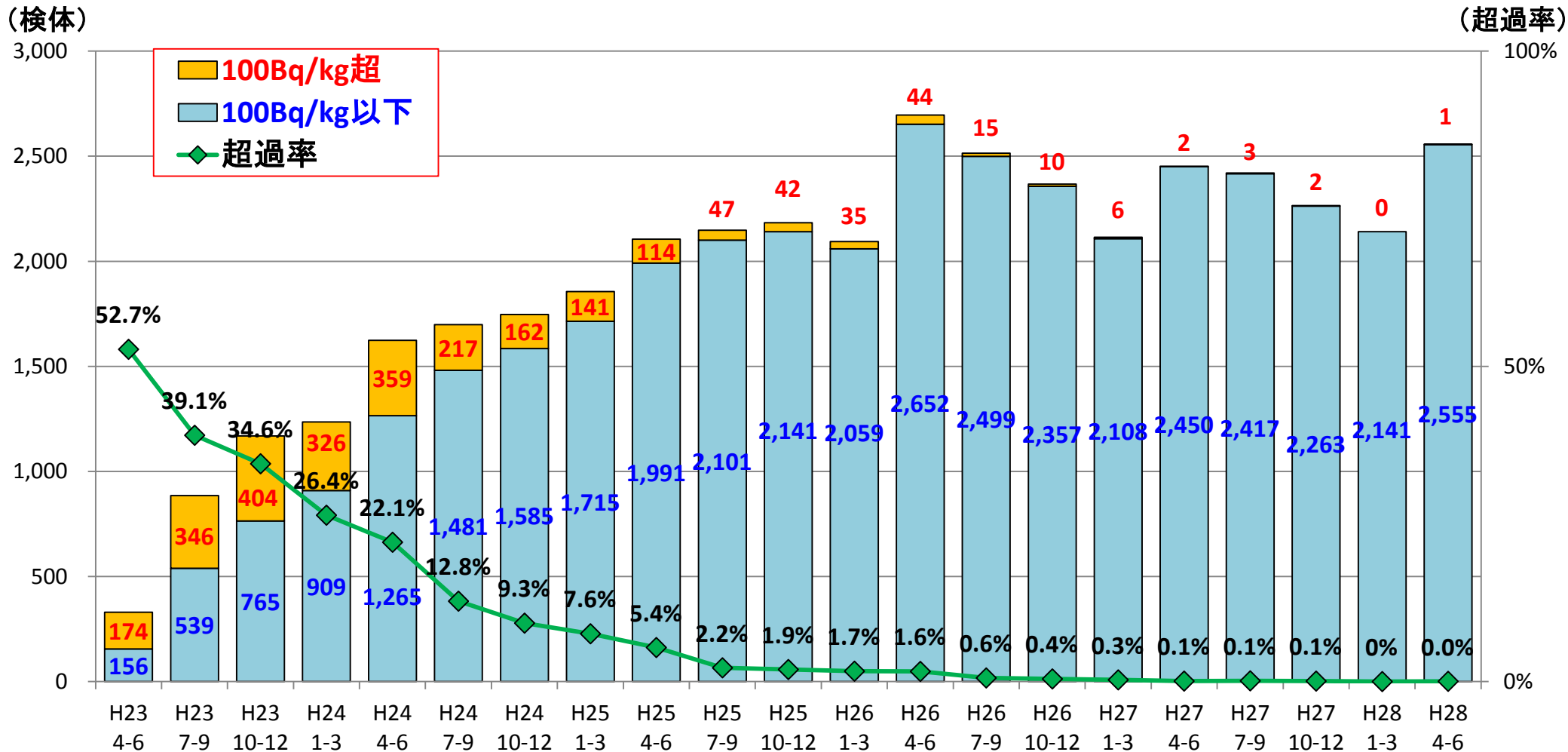


出典: 農林水産省資料から抜粋

福島県における水産物の調査結果

平成28年6月30日現在

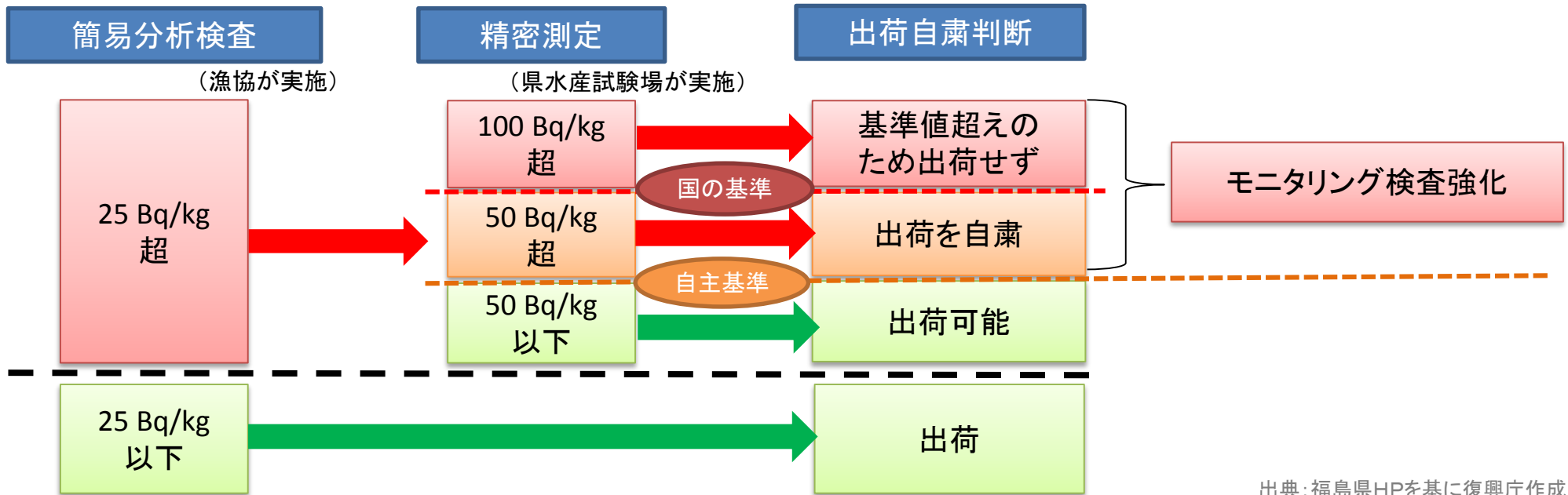
○ 福島県においては、平成23年4-6月期には100 Bq/kgを超える割合が52.7%となっていたが、その後は低下を続け、平成27年10-12月期は0.1%まで低下。



福島県の実業物に関する自主検査

- 福島県では漁業の操業を自粛し、試験操業・販売*を実施。
- 基準値を超えたものは出荷を制限しており、消費者の手元に届く海産物の安全性は確保。
- 漁協が国の基準値よりも厳しい自主基準（50Bq/kg）に基づく自主的な検査を実施し、安全・安心に配慮。

*「試験操業・販売」：平成23年3月以降、操業自粛している中で、海産物の放射性物質検査の結果、安定して基準値を下回っている海域・魚種について、試験的に操業・販売を実施している。



出典：福島県HPを基に復興庁作成

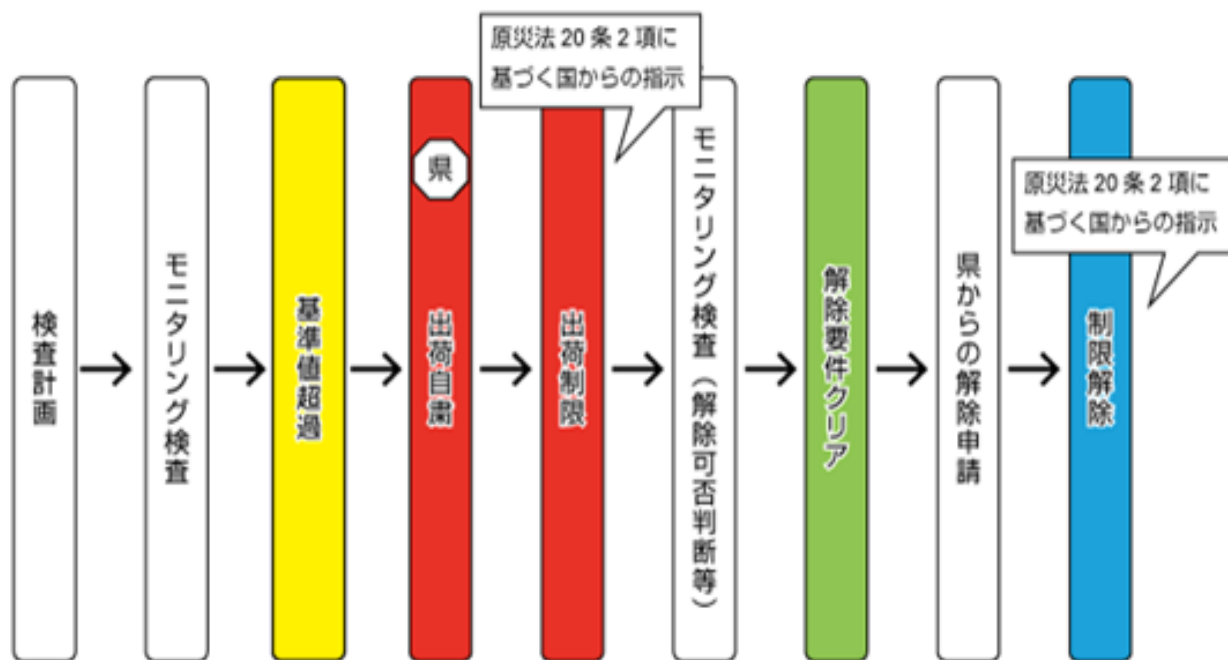
IAEAによるモニタリングへの評価 (IAEA報告書 (平成26年2月)より抜粋)

日本は2012年に、国民が受ける放射線量を国際基準レベルより少なくするため、食品の上限値としてセシウム134・137の合計で100ベクレルを採用した。これに応じ、日本は、海水及びフード・チェーンの食品について、包括的なモニタリングシステムを構築している。加えて、日本は国際基準に基づいた食品管理の基準値を導入している。この体系的なアプローチと、関係する地方自治体による出荷制限が、市場に流通する海産物の安全性を確保している。

出荷制限解除までの流れ

- モニタリング検査により、基準値を超過する農林水産物については、品目ごとに市町村単位で出荷を制限しており、市場に流通しないよう措置。
- 出荷制限の解除に当たっては、原則、直近の1ヶ月以内の検査結果がすべて基準値以下であり、基準値を超える結果が出ないことを推定できる場合に解除される。

モニタリングから制限解除までの流れ



根拠: 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (原子力災害対策本部 平成28年3月25日)

モニタリングの結果、基準値を超過する放射性セシウムを含む農産物等があった場合には、直ちに県から産出した市町村に出荷自粛を要請する。

その後、自粛要請した産地とその周辺地域で該当品目の追加検査を行い、国(原子力災害対策本部)が出荷制限の要否や対象区域の判断などを行う。

解除に向けては、たとえば野菜の場合、1市町村当たり3カ所以上の地点で放射性セシウムの検査を行うなど、品目ごとに決まった検査を行う。

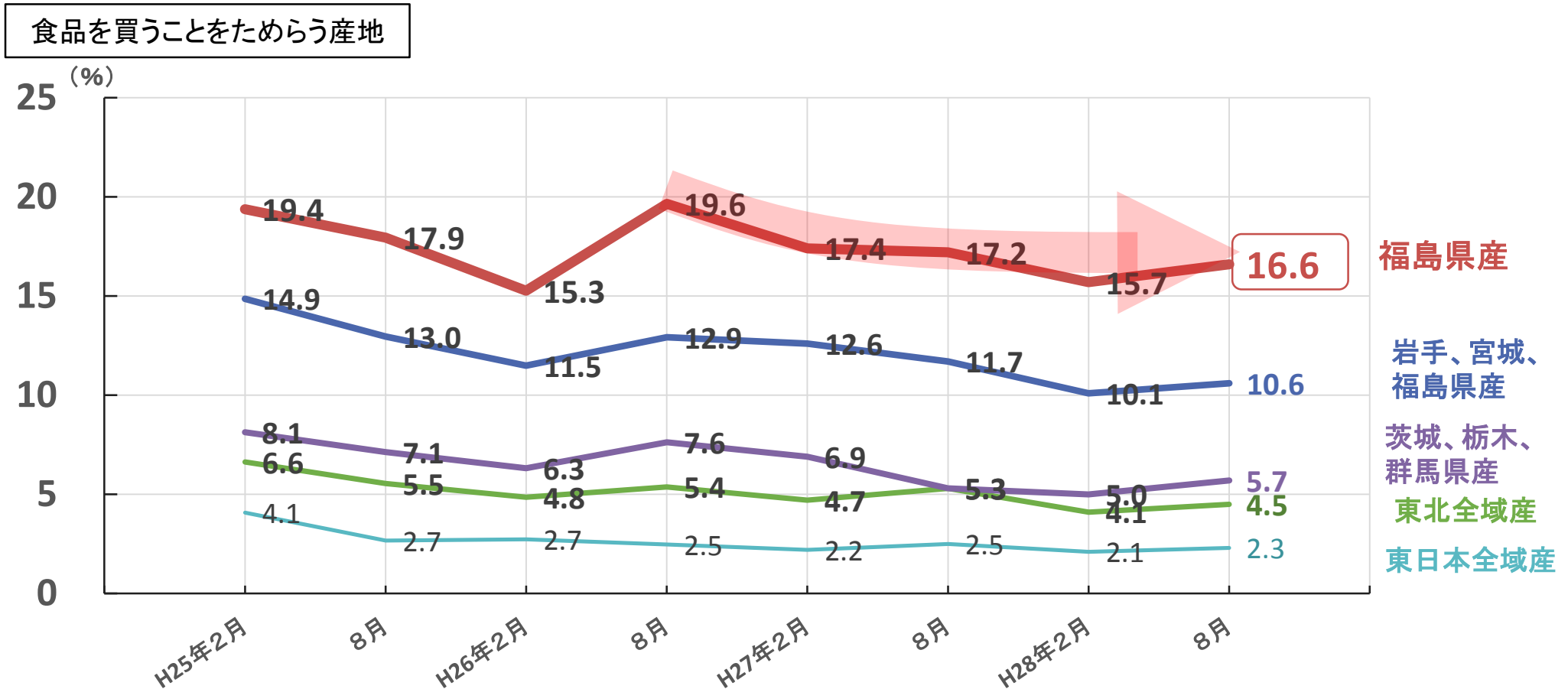
出荷制限の解除に当たっては、原則、直近の1ヶ月以内の検査結果がすべて基準値以下であり、基準値を超える結果が出ないことを推定できる場合に解除される。

出典:「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」原子力災害対策本部(平成28年3月25日)、福島復興ステーション/復興情報ポータルサイト

食品についての風評被害の現状

(風評被害に関する消費者意識の実態調査(第8回))

- 消費者庁の実態調査によると、食品等については、福島県を中心とした被災地産品の購入をためらう消費者が一定程度存在。
- 放射性物質を気にして食品を買うことをためらう産地を「福島県」と回答した人は、第8回調査(平成28年8月)では16.6%で、減少傾向は横ばいに。



※ 全回答者(5,176人)のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

被災地産品の販路拡大等

- 平成28年5月現在において、「食べて応援しよう！」の趣旨に賛同して行われた、民間企業等による被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組の報告件数は累計1,547件。平成27年10月には、復興庁、農水省、経産省の連名で、産業界での福島県をはじめとする被災地産品の流通・販売促進や企業マルシェの開催等一層の協力を要請。
- テレビCM等のメディアを活用した広報や知事のトップセールス等による戦略的なPRを展開。平成28年1月に福島県が開催した食品流通関係者向けの商談会では、151件の個別商談を実施。
- 今後、関係省庁と連携して水産加工品の販路拡大、輸出促進に係る取組を更に推進。



大田市場における内堀知事のトップセールス
(平成28年7月、東京都)



「霞が関ふくしま復興フェア」
平成28年7月15日～8月2日に
関係13省庁がリレー方式で
開催し、福島県産品の展示
販売、観光PR等を実施
(7月15日、同フェア開催
イベントでのテープカット
於：経済産業省)



福島県が食品流通
関係者向けの商談
会を開催
(平成28年1月、東
京都)



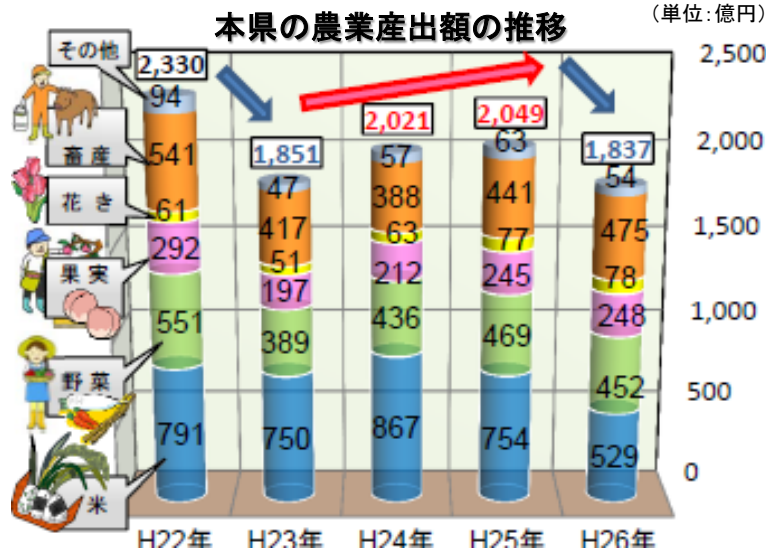
英国ケンブリッジ公爵殿下
をお招きした福島県産品を
活用した歓迎夕食会
平成27年2月28日(福島県
磐梯熱海温泉)

(写真提供：内閣広報室)

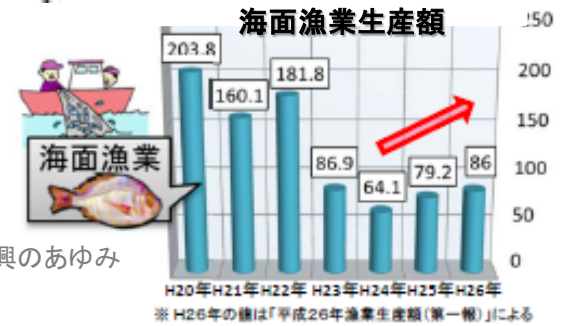
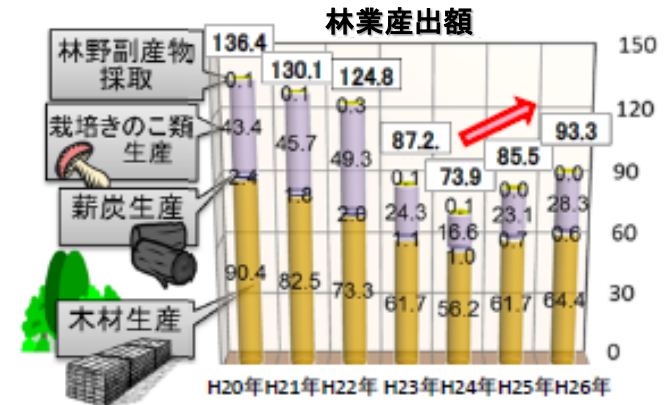
福島産の農林水産業の状況

○ 農林水産業については、震災前に比べ産出額が減少している。福島県は、今後、農林水産業の再生に向けた取組や、県産農林水産物の魅力と「安全・安心」に向けたPR活動等を進めていく。

福島県の農業産出額等の推移



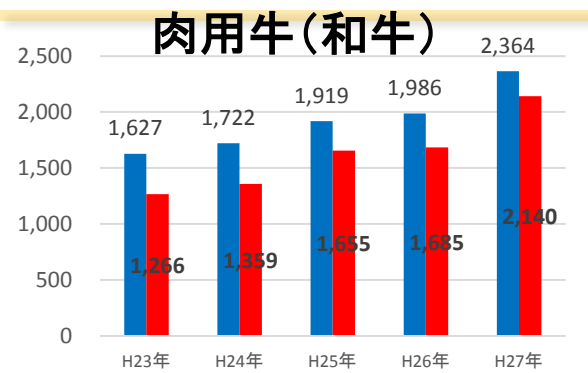
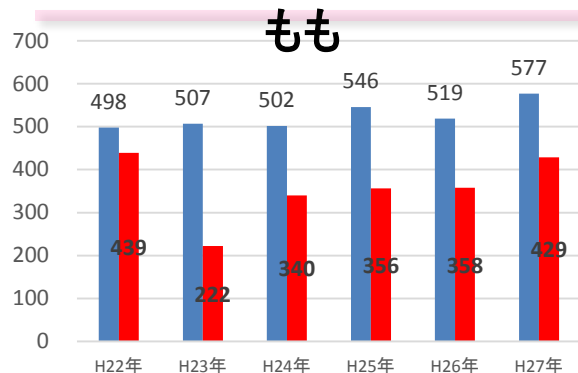
※ 項目毎の四捨五入により年計と年の各項目の総和は一致しない。
 ※ 米について、平成24年以降、作付面積、収穫量とも増加傾向にあるものの、平成26年は全国的に米価が大きく下落し、本県の米の産出額も大幅に減少した。
 出典: 農林水産省生産農業所得統計、生産林業所得統計報告書、漁業生産額より作成



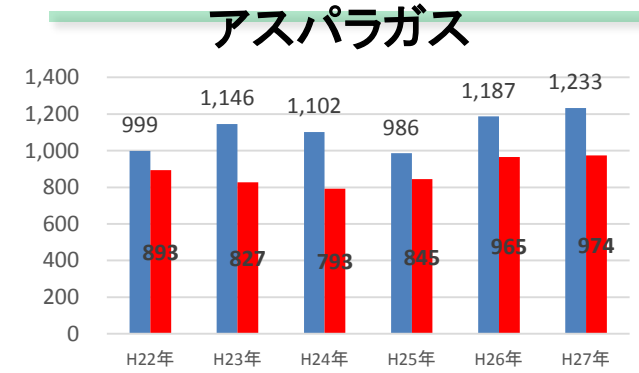
出典: 福島県「ふくしま復興のあゆみ(第17版)」

主な農産物価格(平均)の推移

(単位: 円/kg) 全国 福島



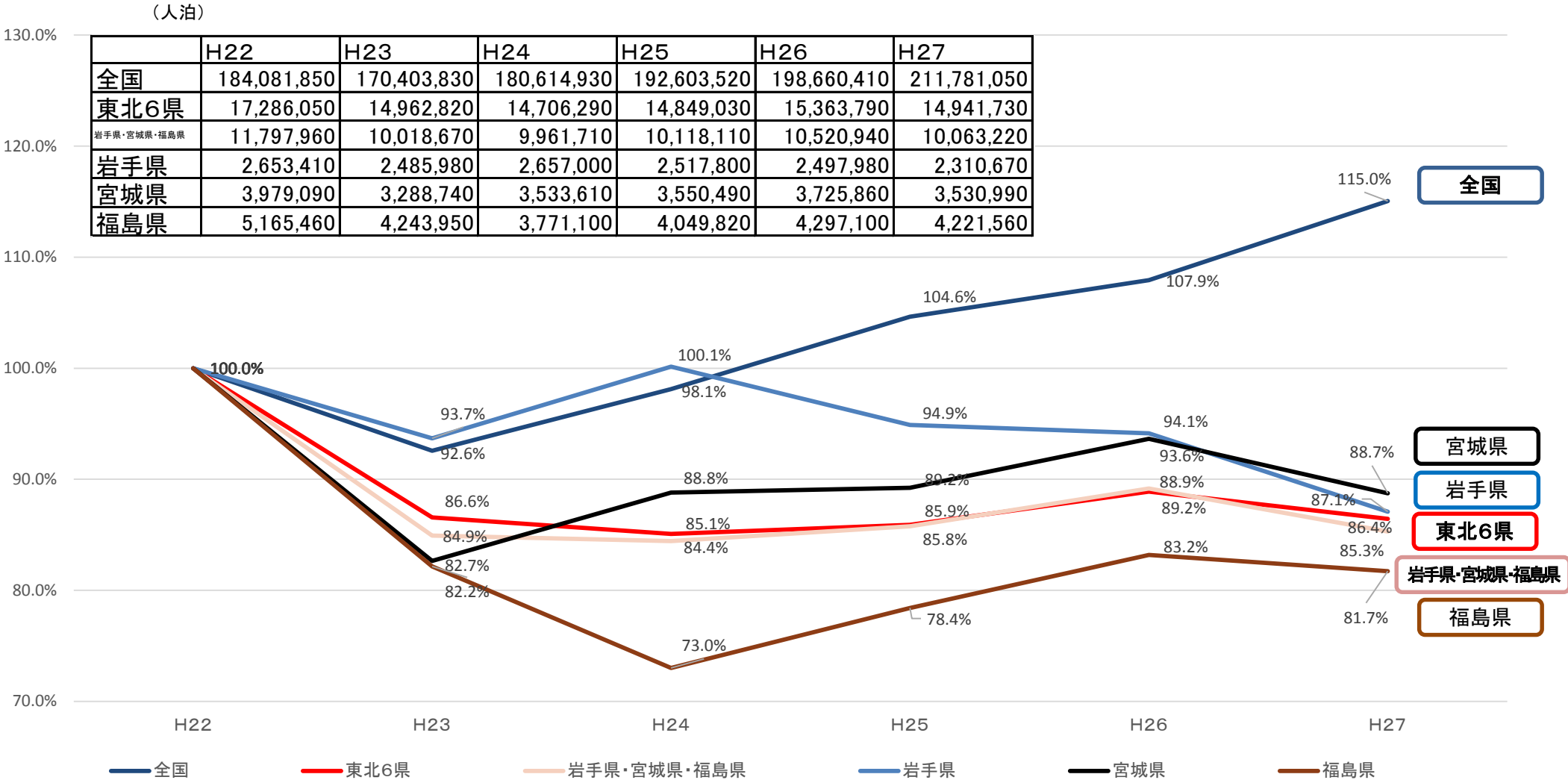
出典: 東京都中央卸売市場ホームページ市場統計情報より復興庁作成



4. 観光復興に関する取組

観光客中心の宿泊施設（従業者数10人以上）の延べ宿泊者数（平成22年比）

○ 震災前の平成22年比で全国が115.0%まで伸びているのに対し、東北6県においては86.4%と厳しい状況が続いている。



注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。
・観光客中心の宿泊施設とは、観光目的の宿泊者が50%以上の宿泊施設をさす。

出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」

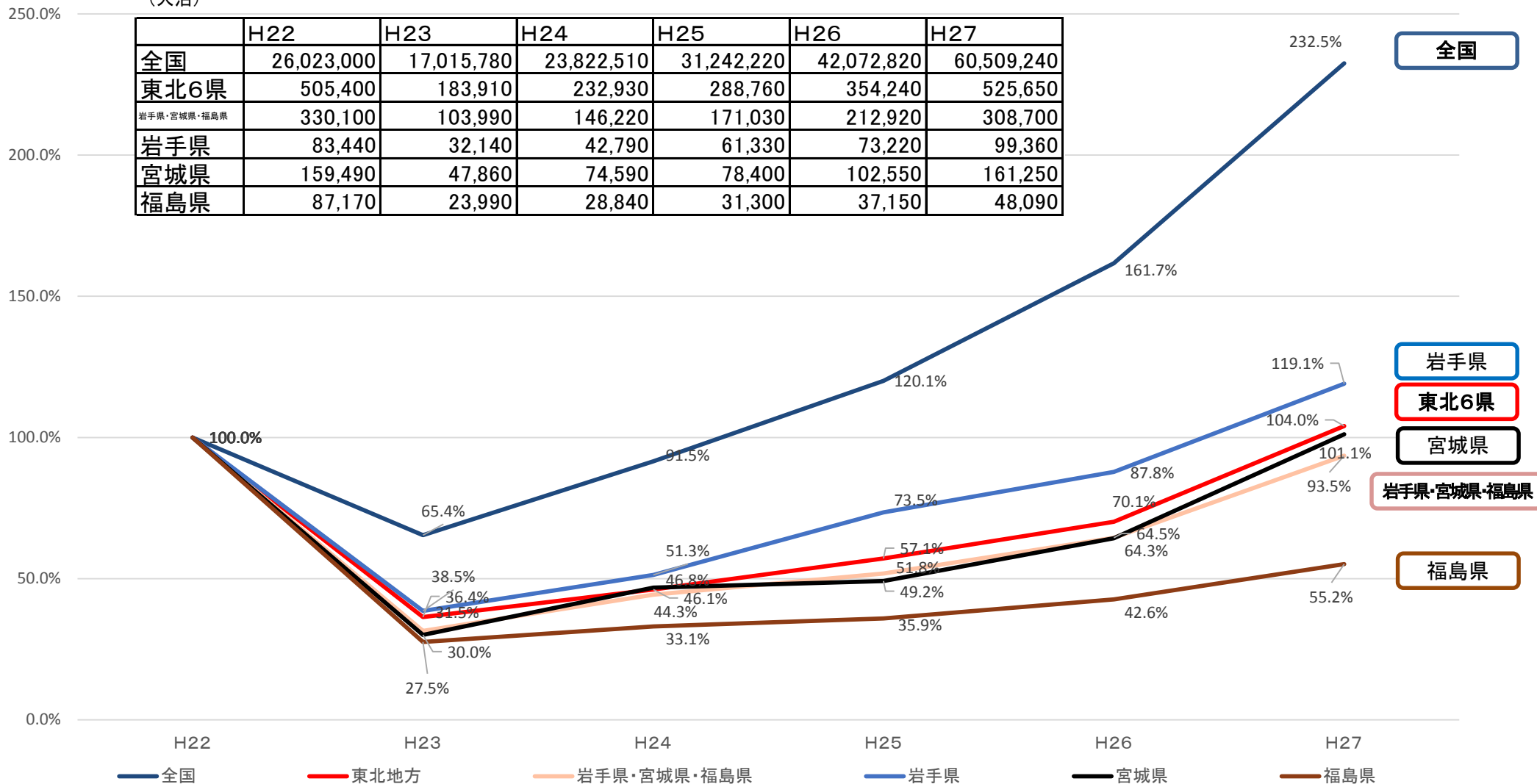
海外からの観光客

○ 海外からの福島県への観光客宿泊数が震災前まで回復していない。

東北 3県における延べ外国人宿泊数(平成22年比)

(人泊)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,242,220	42,072,820	60,509,240
東北6県	505,400	183,910	232,930	288,760	354,240	525,650
岩手県・宮城県・福島県	330,100	103,990	146,220	171,030	212,920	308,700
岩手県	83,440	32,140	42,790	61,330	73,220	99,360
宮城県	159,490	47,860	74,590	78,400	102,550	161,250
福島県	87,170	23,990	28,840	31,300	37,150	48,090

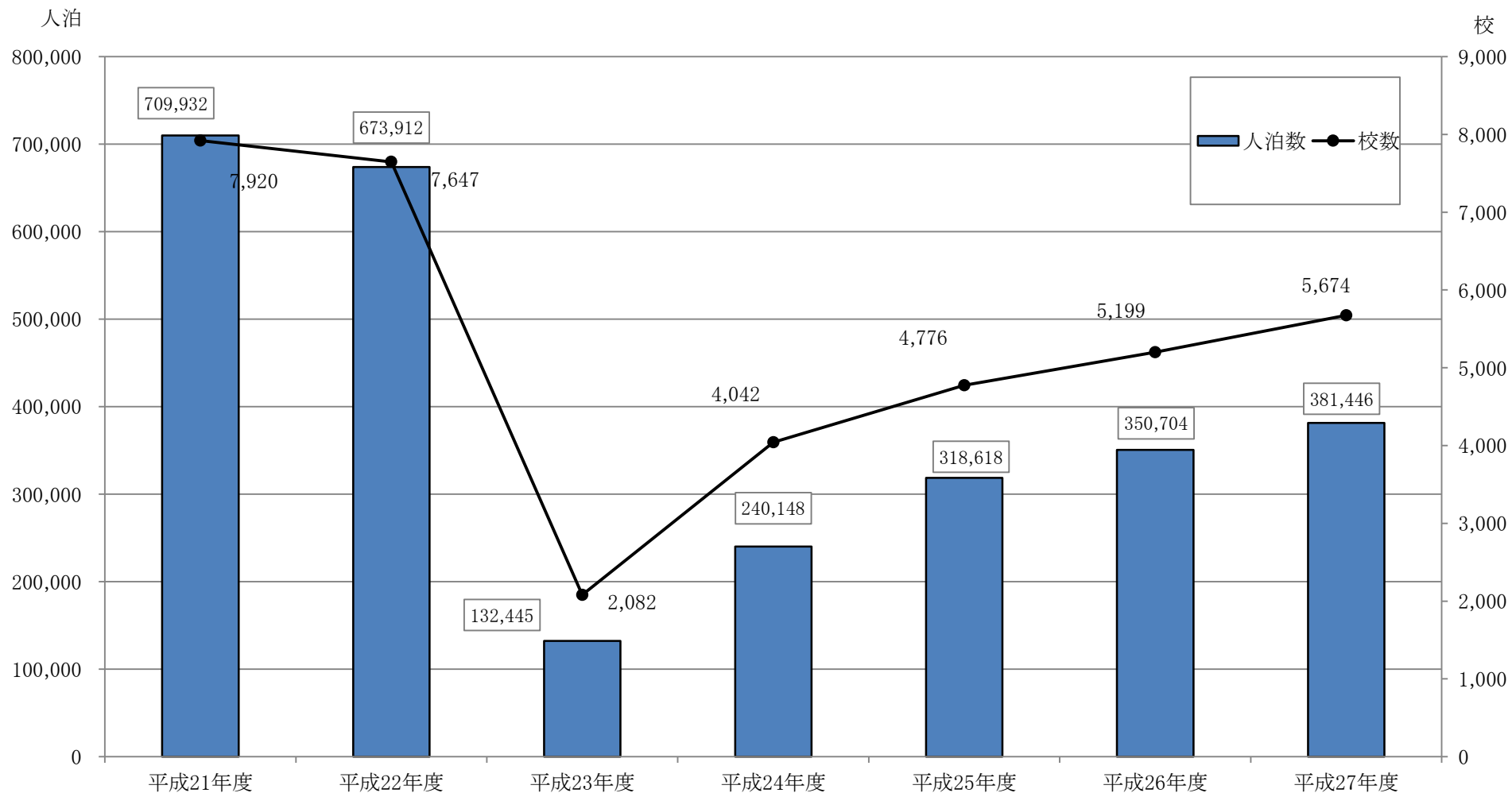


注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。

出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」

福島県教育旅行入込数推移

- 福島県ではこれまで延べ宿泊数で年間70万人を超える子どもたちを受け入れてきた。
- しかし、東日本大震災及び福島第一原発事故による風評被害などの影響で、平成23年度は約13万人と震災前の2割まで減少。平成27年度は約38万人と震災前の約5割ほどまで回復してきているものの、依然として厳しい状況が続いている。



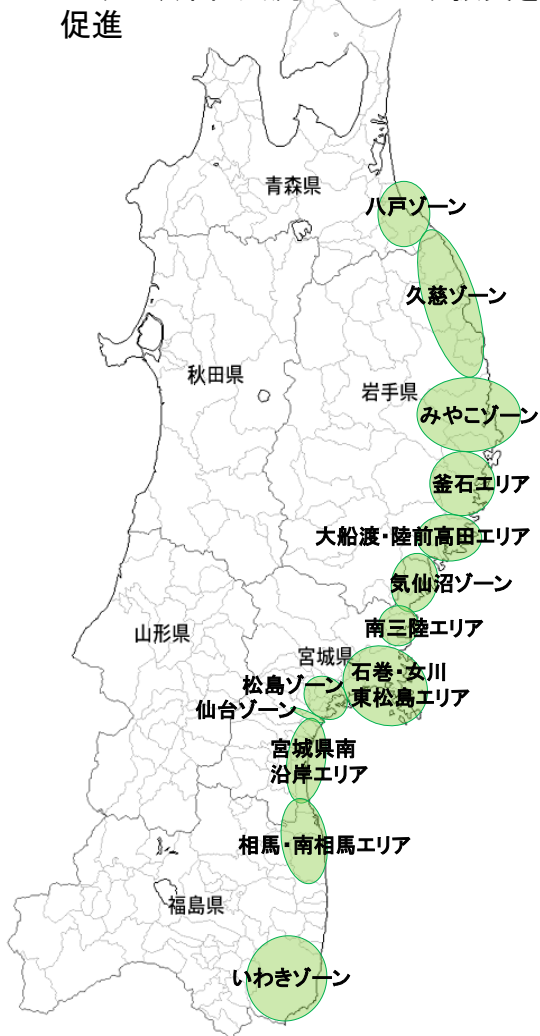
※教育旅行を目的に福島県に宿泊した小学生～大学生までの宿泊延べ人数及び学校・団体数

出典：福島県調べ

被災地の観光復興の取組の現状

- 太平洋沿岸エリアの滞在交流促進のための体制づくり、地域の実情に応じたツアーを企画・造成。
- 福島県の風評被害対策として、国内・海外でのプロモーション活動、教育旅行のモデルコース造成やバス代補助を実施。

◆太平洋沿岸エリアで取組を行う13の地域で、滞在交流による地域振興を促進



◆福島県の風評被害対策
＜国内向け＞

・フラワーツーリズムブランド復興事業



県内各地の花の名所を紹介するパンフレットを作成、併せてプロモーションを実施し、「花の王国」としてのブランド力を回復

・修学旅行のバス代補助の実施



新規：20万円／校、継続10万円／校

＜海外向け＞

・福島県韓国観光プロモーション事業



旅行博の出展等を通じ、福島県の観光をPR

・台湾での東北六県感謝祭の開催



東北の観光復興に関する取組の強化

- 東北の観光は、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の流れから大きく遅れている。
- 今年を東北観光復興元年として、国土交通省等の関係省庁と連携し、東北の観光復興を力強く推進。

1. 観光復興関連事業

関係予算を大幅に増額

(H27当初:5億円⇒28当初:50億円*) *H27補正を含めると52億円

◆インバウンドに関する取組

○東北観光復興対策交付金の創設

(インバウンドを呼び込む地域の取組を支援。

また、これらの取組を効果的に推進するため27補正でマーケティング調査等を実施。) 【H27補正:1.0億円、H28当初:32.7億円】

○全世界を対象とした東北デスティネーション・キャンペーンの実施

【H28当初:10.0億円】

○「新しい東北」交流拡大モデル事業の実施

(先駆的なモデルケースの創出) 【H27補正:1.8億円、H28当初:4.2億円】

◆福島に関する取組

○特に風評被害の大きい福島県については、国内観光振興、教育旅行についても支援

【H28当初:2.7億円】

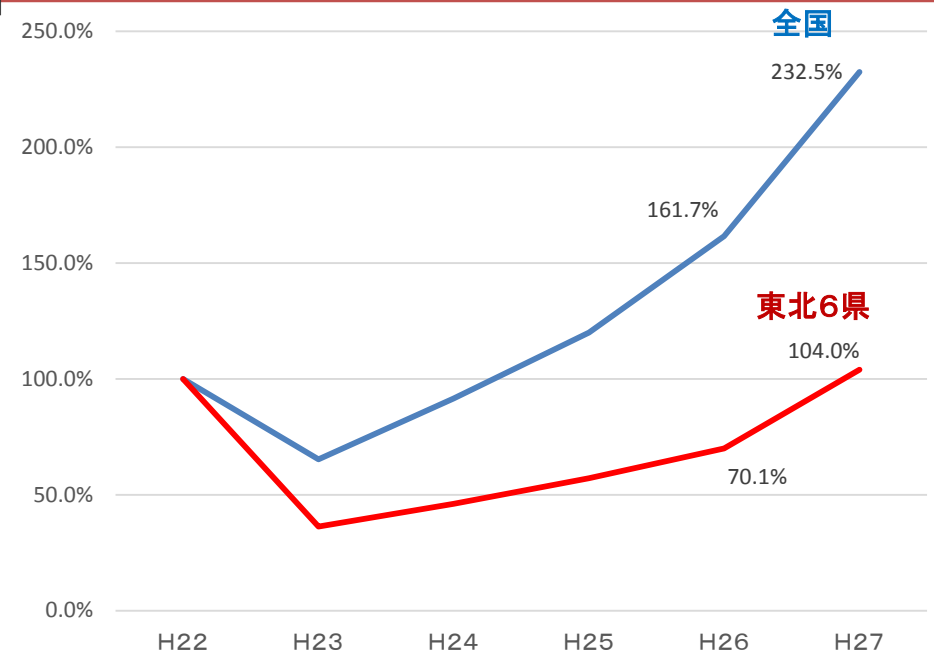
2. 東北観光アドバイザー会議

○有識者からなる「東北観光アドバイザー会議」を復興庁に設置(座長:久保前観光庁長官)。

○インバウンドを中心に東北の観光が抱える課題と観光復興に向けた対策について、ご議論いただき、平成28年4月15日に提言をとりまとめ。

外国人宿泊者数の推移

	平成22年	平成26年	平成27年
全国 (平成22年比)	2,602 万人泊	4,207 万人泊 (161.7%)	6,051 万人泊 (232.5%)
東北6県 (平成22年比)	51 万人泊	35 万人泊 (70.1%)	53 万人泊 (104.0%)



※従業員10人以上の宿泊施設を使用。

出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」

福島県における観光関連復興支援事業

福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する国内観光関連事業に対して補助を行う。

1. 背景

- 原発事故に伴う風評被害により観光関連産業は甚大な被害を被っている。
- 福島県において、観光関連産業は基幹産業であり、観光による経済波及効果の裾野は広いことから、観光復興は早期復興を促進するために非常に重要な役割。

2. 取組内容

(1) 国内プロモーション

- ① 交流・風評払拭イベントの開催
- ② 観光アドバイザーの派遣
- ③ 観光の基礎力づくりに向けた人材育成等

(2) 教育旅行再生

- ① 震災語り部のスキルアップ
- ② 関係者の招へい、モニターツアーの実施
- ③ 教育旅行専門誌等を利用したプロモーション

(3) 海外プロモーション

海外プロモーションは、平成28年度からは、新設する東北観光復興対策交付金による支援に移行

【 実施事業例 (平成27年度) 】

○県内周遊観光魅力づくり推進事業



“温泉”、“食”をテーマに、県内の観光地、施設を巡るクーポン付スタンプラリーを実施し、広域周遊観光の振興を図る。

○教育旅行再生事業



震災語り部のスキルアップ研修、口演内容の改善を行い、福島ならではの教育旅行プログラムの充実化を図る。

東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業

- 訪日外国人が急増する中、東北地方では、外国人の延べ宿泊者数がようやく震災前の水準を回復したところである。

(参考) 外国人延べ宿泊者数 (平成22年⇒平成27年)

・全国：2602万人⇒6051万人 (+133) %、東北51万人⇒53万人 (従業員10人以上の宿泊施設を対象)

- 訪日外国人急増の効果を東北地方にも波及させるため、風評被害を払拭し、東北地方の観光の潜在力を開花させ、観光復興を実現する(H28年度に新たな交付金(東北観光復興対策交付金)を設け、更に推進)。

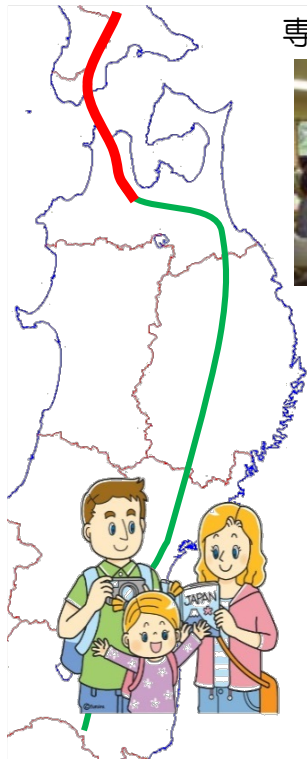
観光地域づくり (東北観光復興対策交付金)

- 東北地方において、地域からの発案に基づき実施する、インバウンドを呼び込む取組を支援。

専門人材を地域へ派遣 × 地域資源を効果的に訴求



インバウンド急増の効果を被災地にも波及



訪日プロモーション (JNTO運営費交付金)

- 東北地方の観光地としての魅力を海外に発信してイメージアップを図り、東北地域へのインバウンドを促進。



ラッピングバス (シンガポール)



タイムズスクエア広告 (ニューヨーク)



メディア招請 (ブラジル)



地下鉄駅広告 (台湾)

5. 輸入規制の撤廃等に向けた取組

福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状)

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾 中国 香港 マカオ ニューカレドニア シンガポール			ロシア			8か国・地域
	7か国・地域			1か国			
限定規制 【条件付きで輸出可】 (*1)	フィリピン(*1) インドネシア 仏領ポリネシア ブルネイ パキスタン	米国(*1)	ブラジル アルゼンチン	EU28か国(*3) アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ウクライナ	レバノン(*1) ア首連 オマーン サウジアラビア バーレーン イラン イスラエル カタール トルコ	エジプト モロッコ コンゴ(民) モーリシャス	54か国・地域
	5か国・地域	1か国	2か国	33か国	9か国	4か国	
規制撤廃	ミャンマー(H23.6) ニュージーランド(H24.7) マレーシア(H25.3) ベトナム(H25.9) 豪州(H26.1) タイ(H27.5)(*3) インド(H28.2) ネパール(H28.8)	カナダ(H23.6)	チリ(H23.9) メキシコ(H24.1) ペルー(H24.4) コロンビア(H24.8) エクアドル(H25.4) ボリビア(H27.11)	セルビア(H23.7)	イラク(H26.1) クウェート(H28.5)	ギニア(H24.6)	19か国
	8か国	1か国	6か国	1か国	2か国	1か国	

81か国・地域

(*1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している(ただし、フィリピン、米国、レバノンの3か国については、輸入停止を含む措置が含まれているが、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定規制」に分類。)。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。

(*2) EUは、EU加盟28か国で同一の規制が課されている。

(*3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。

(*4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことのある国・地域(計54か国・地域)。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)

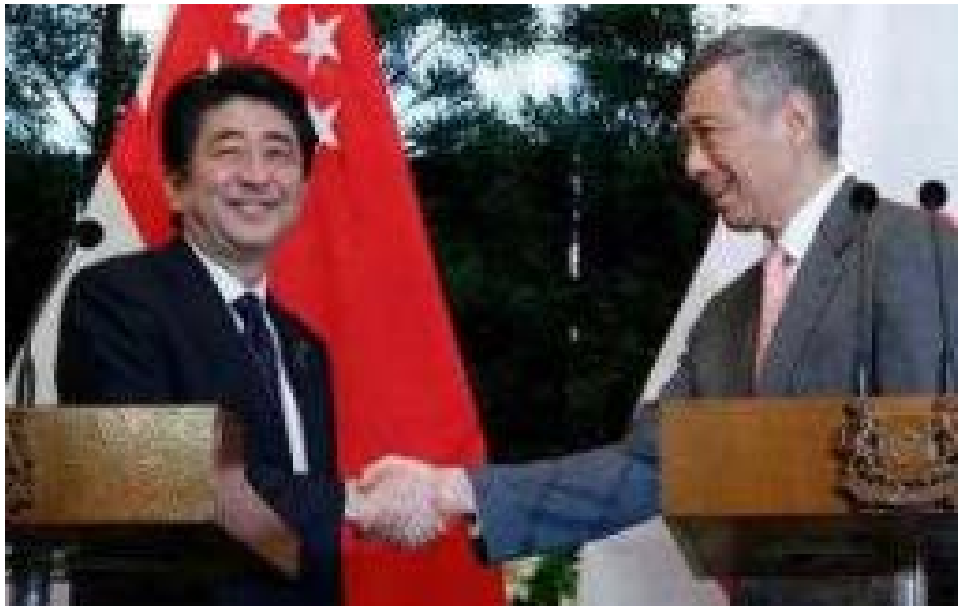
WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

福島第一原発事故後の輸入規制に係る各国政府への働きかけ

- 首脳・閣僚等ハイレベルで規制緩和・撤廃を申し入れ。
 - 各国・地域毎の事情に応じ、在外公館から申し入れを実施。
 - 復興状況等の理解促進のためのPR事業や招聘事業等を実施。
- 今後も科学的根拠に基づく規制の緩和・撤廃を粘り強く働きかけていく。

【日・シンガポール首脳会談 (平成26年5月)】

福島県産品(一部を除く)の輸入停止解除を発表



【海外の報道関係者招聘】

仮設住宅での取材(於:仙台市宮城野区)

